薩摩川内市
事務事業外部評価等報告書

平成２５年１１月２５日

薩摩川内市行政改革推進委員会

目次

はじめに ・・・ 1

1　外部評価等の実施手順 ・・・ 2
⑴　目的 ・・・ 2
⑵　評価対象の事務事業及び補助金 ・・・ 2
⑶　外部評価等の進め方 ・・・ 3
⑷　評価者 ・・・ 3
⑸　評価結果の取扱い ・・・ 3

2　外部評価等の結果について ・・・ 4
⑴　総括 ・・・ 4
⑵　評価結果一覧 ・・・ 6
⑶　評価結果個票 ・・・ １０

参考 ・・・ １１４

はじめに

薩摩川内市では、市政改革大綱や改革アクションプランに基づき、「市民志向の行政改革」を進め、経営資源（ヒト・モノ・カネ）を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げる都市経営を推進している。

今回、薩摩川内市行政改革推進委員会では、事務事業の整理・合理化を行うため、一昨年、昨年に引き続き３回目となる事務事業の外部評価とともに、新たな取組として、これまで財政課所管の委員会で審議していた補助金等の見直しに係る意見聴取を一括して実施した。

今年度は、３６件の事務事業外部評価とこれらの事務事業に附随する６８件の補助金に係る意見聴取を実施し、委員全員が市民の代表であるという自覚と責任を持ち、真摯に取り組んだ。

本報告書は、事務事業や補助金のあり方に対して、市民の意見として評価結果等を取りまとめたものである。事務事業については、「妥当性」「効率性」「有効性」の３つの視点別評価と今後の改革の方向性を、補助金については、今後の改革の方向性を記載している。また、取りまとめの際に委員から出された意見についても、まとめの欄に列記した。

市長におかれては、当評価結果や、評価作業の際に委員から出された様々な意見や指摘について、次年度予算編成への反映はもとより、事務事業のあり方等を見直す際にも積極的に活用し、市民ニーズに沿った事務事業を展開するなど、外部評価が実効あるものとなることを期待する。

１　外部評価等の実施手順

⑴　目的

「事務事業外部評価」及び「補助金等の見直しに係る意見聴取」（以下、「外部評価等」という。）は、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的で効果的に配分することを目的に、事務事業や補助金を市民の目線で点検し、市民が求めるあり方について協議・検討するものである。

評価作業においては、事務事業や補助金の趣旨や目的・効果に着目し、これまでの運営が妥当であったか十分な効果があったかを評価し、さらに今後の運営においては、実績及び必要性・効率性等を踏まえ、総合的に分析し検証する。

そして、この外部評価等の結果は、今後の予算編成や今後の事務事業や補助金の展開に反映させるものである。

⑵　評価対象の事務事業及び補助金

これまで別に行っていた補助金等見直しの作業を、今年度から事務事業外部評価に包括する形で行うこととなった。補助金等見直しは、補助金の種類ごとに３年に一度行う必要があるため、補助金を含む事務事業は、向こう３年間で外部評価を行うことになる。本年は、その初年度にあたるため、補助金を含む事務事業のみを、各課、機関のバランスを考慮しながら選定した。

平成２５年度一般会計当初予算において、６７６件の事務事業と２４９件の補助金等があり、内、補助金等については、１８３件が見直し対象である。その補助金等は９３件の事務事業に含まれているため、今後、３年間の計画的な補助金見直しの実施と、今年度の行政改革推進委員会の開催計画から、３６件の事務事業を選定した。見直しを行う補助金等は、６８件である。

薩摩川内市総合計画			事務事業	予算額	補助金の種類
政　策	施　策	小施策			
８	４１	１２７	６７６件	４９５億９千万円	２４９種類

※事務事業、予算額及び補助金の種類は、平成２５年度一般会計当初予算ベース

区　　分	補助金の種類	備　　考
補助金等見直しの対象の補助金	１８３	３年以内にすべてを見直す必要がある。
補助金等見直しの対象外の補助金	６６	
債務負担行為の補助金	１３	（例）農業近代化資金利子補給金等
法令の規定に基づく補助金	２５	（例）使用済自動車等海上輸送費補助金等
災害復旧のための補助金	４	（例）特別災害復旧補助金等
本年度開始した補助金	２４	（例）観光物産協会運営支援事業補助金等
合計	２４９	

⑶　外部評価等の進め方

内部（所管課）による一次評価を行ったあと、二次評価として外部評価等を実施した。外部評価等は、主管課による説明を１０分、質疑・協議に２５分、委員によるまとめを１０分とする計４５分で行った。

ア　事務事業及び補助金の説明（１０分）

主管課長が、資料に基づき事務事業と補助金の概要及び一次評価結果を説明

イ　質疑・協議　（２５分）

主管課説明や資料についての質疑を行い、「妥当性」「効率性」「有効性」の視点から、今後のあり方等について協議

ウ　まとめ　（１０分）

協議結果を踏まえて、評価。評価は「現状のまま継続」「見直しの上で継続」「休止」「廃止」の区分に基づき行い、今後の改革の方向性について取りまとめた。

⑷　評価者

評価者は当委員会委員の８名とし、１班体制で評価を実施した。

⑸　評価結果の取扱い

当委員会が実施した評価作業の結果は、市長に報告することとする。

２　外部評価等の結果について

⑴　総括

ア　外部評価等の成果

今回の外部評価等は、単に予算を削減するための作業ではなく、市民ニーズに合ったものであるかという観点から、①対象・手段の妥当性及び市で実施する必要性、②事業費・人件費の削減余地、③成果の達成度・向上余地といった視点に立って評価を行った。

結果的に「休止」や「廃止」、「縮小」という評価が約１割であることから、多くの事務事業や補助金の必要性は認められた。一方で、「現状のまま継続」となったものでも、委員からの助言や要望があるものもあり、現在の実施手法・対象・予算規模の改善や見直しを検討する必要性を感じた。

事務事業等の目的及び手段については、「過去を踏襲しているだけではないか」「一部の地域や団体に偏っていないか」「市民の要望に応えるものなのか」など、改めて市民の声を聞いたり、実態を調査したりする必要があるものがあった。

また、事業本来の目的を達成するために、「他課との連携は取れているか」「複数の関連する事務事業を総合的に取り組んでいるか」など、主管課単独ではなく、市役所全体で取組んでいく必要があるとの意見が多くあった。

こうした評価作業の過程において、事務事業や補助金の主管課にとっては、これまでの経緯やコストパフォーマンス、成果の検証等の重要性を認識し、今後市政改革をさらに推進する契機となったと考える。

当委員会における評価結果等が、次年度予算編成へ反映されるとともに、事務事業や補助金のあり方等の見直しにも活かされるなど、効率的な行財政運営と市政発展に繋がることを期待する。

【評価結果】

		事務事業		補助金	
評価区分		件数	割合	件数	割合
現状のまま継続		２２	61.1%	４７	69.1%
見直しの上で継続		１４	38.9%	２０	29.4%
	拡　大	4	11.1%	3	4.4%
	他の事業と統合	2	5.6%	6	8.8%
	手段の改善	5	13.9%	１１	16.2%
	移　管	1	2.8%	0	0.0%
	縮　小	4	11.1%	7	10.3%
休　　止		0	0.0%	0	0.0%
廃　　止		0	0.0%	1	1.5%
合　　計		３６	100.0%	６８	100.0%

※事務事業番号「２」と「５」で、複数の評価結果となっていることから内訳が合わない。

イ　今後の課題とまとめ

(ｱ)　評価対象の事務事業や補助金の選定について

今年度から補助金の見直しに係る意見聴取を一括して行うことから、評価対象事務事業の選定は、補助金を中心に選定する必要がある。補助金等見直しは、補助金の種類ごとに３年に一度行う必要があるため、補助金を含む事務事業は、向こう３年間で外部評価をすべて行うことになる。補助金の新設や廃止に注視しながら、選定していく必要がある。

また、事務事業によっては、複数の細かい業務を含むものがあり、ひとつの事務事業として、評価が困難なものも見受けられた。今後の施策評価や予算編成手法と合わせて整理していく必要がある。

(ｲ)　評価表や評価の進め方について

評価表に関しては、コスト意識を持つための項目の検討や、活動指標・成果指標については、事務事業の目的や目指すべき状態に合致した指標となるよう設定すべきである。

評価の進め方については、限られた時間の中で事務事業と補助金の説明を行う必要があり、昨年度までに比べてさらに主管課の工夫が必要となった。一般市民と関係性の深いものであるか否かにかかわらず、それぞれの事務事業等の内容を一般市民が容易に理解できるよう説明する責任があることから、普段から周到な準備を行う必要がある。また、他の事務事業等との関わりや、誤解しやすい内容等は、主管課において、あらかじめ十分に認識しておく必要がある。

(ｳ)　まとめ

景気回復の兆しが見えてきたとはいえ、少子高齢化に伴う社会保障費の増大など市にとっても厳しい財政事情の中、市民ニーズを的確に捉えながら、市には「誰もが住みたくなり、また住み続けたいと思うまちづくり」への取り組みがより一層求められている。

こうしたことから、事務事業や補助金の評価を引き続き重要視し、これまで挙げたような改善を行い、より効率的で効果的な評価を継続していくべきと考える。

⑵　評価結果一覧

事務事業番号	所管課	事務事業名 / 補助金名	評価結果							
			現状のまま継続	見直しの上で継続					休止	廃止
				拡大	他の補助金と統合 他の事業と統合	補助内容の改善 手段の改善	移管	縮小		
1	防災安全課	防犯対策事業	●							
		青色灯自主防犯活動事業補助金	●							
2	企画政策課	定住促進対策事業			●	●		●		
		定住住宅取得補助金			●	●		●		
		定住住宅リフォーム補助金			●	●		●		
		新幹線通勤定期購入補助金			●	●		●		
3	新エネルギー対策課	地球にやさしい環境整備事業	●							
		地球にやさしい環境整備事業補助金	●							
4	コミュニティ課	防犯灯維持管理事業	●							
		防犯灯設置費補助金	●							
5	コミュニティ課	コミュニティ推進事業		●						
		地区コミュニティ活性化事業補助金		●	●					
6	環境課	葬斎場管理事業	●							
		火葬料差額助成金	●							
7	環境課	清掃総務一般管理事業				●				
		し尿処理助成事業補助金				●				
		川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金				●				
8	市民健康課	一次救急医療体制支援事業	●							
		川内地域一次救急医療運営補助金	●							
		小児救急医療支援体制運営補助金	●							
		薬局休日当番事業補助金	●							
9	市民健康課	二次救急医療体制支援事業	●							
		救急医療施設等運営補助金（病院群輪番制病院運営事業）	●							
		救急医療施設等運営補助金（共同利用型病院運営事業）	●							
10	市民健康課	周産期医療等運営事業	●							
		周産期医療等運営補助金	●							
11	障害・社会福祉課	民生委員・児童委員等事業	●							
		民生委員児童委員協議会連合会運営補助金	●							
12	障害・社会福祉課	戦没者追悼事業						●		
		遺族会運営補助金						●		

事務事業番号	所管課	事務事業名	評価結果							
			現状のまま継続	見直しの上で継続					休止	廃止
				拡大	他の事業と統合	他の補助金と統合	手段の改善	補助内容の改善	移管	縮小
13	子育て支援課	児童クラブ事業	●							
		放課後児童クラブ運営補助金	●							
		放課後児童クラブ設立支援事業補助金	●							
		放課後児童クラブ活動支援事業補助金	●							
14	高齢・介護福祉課	特別地域加算利用者負担額軽減等事務事業	●							
		特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金	●							
		甑島地域訪問介護利用者促進事業補助金	●							
15	農政課	農業公社運営事業	●							
		農業公社運営補助金	●							
16	農政課	農業環境保全事業	●							
		農地・水・環境保全向上営農活動支援事業補助金	●							
17	農政課	農産物流通・販売支援事業		●						
		甑農産物地産地消促進補助金		●						
18	畜産課	畜産経営安定支援事業費	●							
		子牛預かり施設管理事業運営補助金	●							
		自給飼料増産対策水田活用モデル事業補助金								●
		特別農協有牛導入等事業利子補給金	●							
		こしき地域生産農家支援事業補助金					●			
19	林務水産課	水産振興事業	●							
		養鰻振興事業補助金	●							
		内水面資源回復事業補助金	●							
		川内川漁業協同組合放流事業補助金	●							
		水産加工６次産業化事業補助金	●							
		豊かな海づくり広域連携事業補助金	●							
		水産物消費拡大事業補助金	●							
		甑島水産観光促進補助金					●			
20	耕地課	土地改良区運営補助金事務事業						●		
		小野土地改良区運営補助金	●							
		薩摩川内市土地改良区運営補助金						●		

事務事業番号	所管課	事務事業名 / 補助金名	評価結果							
			現状のまま継続	見直しの上で継続					休止	廃止
				拡大	他の補助金と統合 他の事業と統合	補助内容の改善 手段の改善	移管	縮小		
21	商工振興課	中小企業経営安定事業						●		
		中小企業元気づくり補助金	●							
		緊急保証制度保証料補助金	●							
		中小企業対策利子補助金						●		
22	商工振興課	中心市街地活性化事業	●							
		中心市街地テナントミックス支援事業補助金	●							
23	企業・港振興課	企業誘致事業		●						
		企業立地支援補助金	●							
24	企業・港振興課	甑島航路支援事業		●						
		甑島航路フェリー代船事業補助金	●							
		甑島航路甑島発運賃割引補助金		●						
25	観光・シティセールス課	ツーリズム事業					●			
		甑島ブルー・ツーリズム推進協議会運営補助金				●				
26	観光・シティセールス課	本土地域観光施設事業				●				
		海水浴場運営費補助金						●		
27	建設政策課	河川総務管理事業	●							
		川内市街部改修促進期成会補助金	●							
28	建設政策課	南九州西回り自動車道建設促進事業	●							
		南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会補助金	●							
29	建築住宅課	既存住宅改修環境整備事業	●							
		既存住宅改修環境整備事業補助金	●							
30	消防総務課	非常備消防一般管理事業	●							
		消防団車庫詰所運営補助金	●							
		消防団分団運営補助金				●				
31	学校教育課	教育指導事業			●					
		人権教育推進補助金				●				

事務事業番号	所管課	事務事業名 / 補助金名	評価結果							
			現状のまま継続	見直しの上で継続					休止	廃止
				拡大	他の補助金と統合 他の事業と統合	補助内容の改善 手段の改善	移管	縮小		
32	学校教育課	学校保健体育運営管理事業	●							
		小学校体育連盟運営補助金	●							
		校外活動補助金	●							
		学校保健会運営補助金	●							
33	社会教育課	社会教育団体運営補助金事業	●							
		青少年育成市民会議運営補助金	●							
		子ども会育成連絡協議会運営補助金	●							
34	文化課	文化振興補助金事業				●				
		市民まちづくり公社文化事業推進補助金	●							
		文化協会運営補助金	●							
		少年少女合唱団運営補助金	●							
		国際青少年音楽祭開催事業補助金			●					
35	市民スポーツ課	市民のスポーツ振興・健康づくり推進事業				●				
		体育協会運営補助金				●				
		スポーツ少年団運営補助金			●					
		川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金	●							
		スポーツ振興補助金	●							
36	農業委員会事務局	農業経営規模拡大促進事業	●							
		農地流動化促進事業補助金	●							

評価結果	事務事業集計	22	4	2	5	1	4	0	0
	補助金集計	47	3	6	11	0	7	0	1

事務事業番号	1

防犯対策事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	総務部　防災安全課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市安全・安心まちづくり条例		
政策	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり	施策	防災・生活安全対策の充実
		小施策	交通安全・防犯対策の推進
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト		
重点施策	防災・生活安全対策及び環境対策の充実による安全なまちづくり		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	４８地区コミに対する防犯用品の配布、薩摩川内地区防犯協会負担金の支出、青色灯自主防犯活動事業補助金の交付を行う。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	防犯普及啓発団体（地区コミ等）
手段（市がどのような活動をするか）	要望調査に基づき防犯用品の配布、青色回転灯の貸与、青色灯自主防犯活動事業補助金の交付等
意図（どのような目的で事業を行うか）	地区の防犯意識を高め、地域安全運動を推進することにより、安全で安心なまちづくりを行う。

経費及び指標の推移

項目		平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費		6,656	6,119	6,255	6,255	6,255
財源内訳	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	6,656	6,119	6,255	6,255	6,255
要員配置状況		0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
	職員	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
	嘱託員					
	臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

各地域における防犯意識の向上を図り、地域安全運動を定着させ、市全体として犯罪防止を図りながら安全・安心な街づくりを推進するためには、市が中心となって事業を推進していく必要がある。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・青色回転灯装着に係る手続きを市内で完結できるようにして欲しい。また、行政代行について検討して欲しい。

・コミュニティ課と連携して自主防災組織を全ての地区コミに結成するとともに、青色回転灯パトロール隊の拡大に尽力されたい。

補助金番号	1-1

青色灯自主防犯活動事業補助金

所管部課名	総務部　防災安全課	補助経過年数	１年以上５年以下
事務事業名	防犯対策事業		
根拠法令	薩摩川内市総務部関係補助金交付要綱、薩摩川内市青色灯自主防犯活動事業補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
855 千円	0 千円	0 千円	855 千円	

達成しようとする成果	刑法犯罪件数の減少：平成２７年度までに年間５００件以下
補助対象者	青色回転灯装着車による防犯活動を適正に実施できる団体
補助対象経費	青パトによる防犯活動に要する経費
補助対象事業・活動の内容	青色回転灯装着車による防犯活動
補助金額又は補助率	青パト登録台数　補助金額　１～　５台　１５，０００円／年 ６～１０台　３０，０００円／年 １１台～　６０，０００円／年

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	B	A	A	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

各地域における防犯意識の向上を図り、地域安全運動を定着させ、市全体として犯罪防止を図りながら安全・安心な街づくりを推進するためには、市が中心となって事業を推進していく必要がある。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・階段状になっている補助額を見直す必要がある。
・補助金の使途については、各地区コミュニティ協議会の裁量に任すべきで、ガソリン代に対する補助ということではなく、自由に使えるように補助の性質についても精査する必要がある。

事務事業番号	2

定住促進対策事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	企画政策部　企画政策課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市定住促進に関する条例、薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則		
政策	都市力を創出するまちづくり	施策	住環境の整備
		小施策	定住促進対策の推進
一体化躍動プラン	都市力創出プロジェクト		
重点施策	定住自立圏の形成による均衡のとれたまちづくり		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	平成18年度から定住支援センターを設置し、移住相談者からの総合相談窓口として移住相談者と市の各部署との連携を図っている。また、事業の一環として、本市に①住宅を新築・購入して移住しようとする転入者②本市に住宅を増築・改築して、定住しようとする転入者③転入者で新幹線を利用して通勤しようとする者を対象にして補助をしている。また。平成25年度からは、空き家バンク事業を開始している。 補助金交付事業は、現在3期目の最終年度の為、改編の事務作業を進めている最中であるものの、定住支援体制や施策そのもの、全体的な業務効率性や必要性の点検も併せて行う必要がある。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	平成23年4月から平成26年3月末までの転入者で①住宅を新築又は購入した者②30万円以上のリフォーム工事をした者③新幹線通勤定期券を購入し通勤している者
手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	本市の人口増を図る。

経費及び指標の推移

項目			平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費			54,897	58,765	60,660	－	－
財源内訳	国・県支出金		8,100	8,100	8,100	－	－
	その他					－	－
	一般財源		46,797	50,665	52,560	－	－
要員配置状況			2.00	2.00	2.00	－	－
	職員		1.50	1.50	1.50	－	－
	嘱託員		0.50	0.50	0.50	－	－
	臨時職員等					－	－

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（他の事業と統合、手段の改善、縮小）

上記方向の理由

別紙、各補助金等評価結果などから拡充・補充・縮小・廃止の観点から総合的に判断した。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

定住施策及び対象の改編、平成25年度9月期までに取りまとめ。12月議会に関連条例を上程する。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（他の事業と統合、手段の改善、縮小）

まとめ（補助金等評価を含む。）

・定住住宅、通勤定期など、目に見える部分に対する補助から、住みやすさ・暮らしやすさなど目に見えない部分に予算をかける必要がある。
・空家バンクについては、所有者との連絡を密にし、登録数を増やすとともに、より広く情報提供できる仕組みを考えて欲しい。
・補助金交付について、地域による偏りがあるので、できるだけ均等に使われるようＰＲして欲しい。
・補助金が地域への定住のインセンティブになっているのか疑問であり、もっとリサーチを深め、制度を見直す必要がある。
・流出防止にも力を入れるべきである。
・住宅補助とセットで宅地の整備も検討する必要がある。

補助金番号	2-1

定住住宅取得補助金

所管部課名	企画政策部　企画政策課	補助経過年数	６年以上１０年以下
事務事業名	定住促進対策事業		
根拠法令	薩摩川内市定住促進に関する条例、薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
41,279 千円	千円	810 千円	40,469 千円	

達成しようとする成果	転入世帯の人員数：102,000人
補助対象者	平成23年4月から平成26年3月末までの転入者で、住宅を新築又は購入した者
補助対象経費	定住する目的で本市域内に住宅を新築又は購入した経費（400万円以上）
補助対象事業・活動の内容	本市の住民として、定住の意思を持って行う住宅取得へ補助をするもの。
補助金額又は補助率	①甑島地域…150万円　②旧４町及び旧川内市過疎相当地域…100万円　③それ以外…30万円 ④子ども一人につき10万円が加算（加算限度額50万円）　⑤市内業者加算50万円

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
B	A	A	B	A	B	B	B	B

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（他の補助金と統合、補助内容の改善、縮小）

上記方向の理由

別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

定住施策及び対象の改編、平成25年度9月までに取りまとめ。12月議会に関連条例を上程する。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（他の補助金と統合、補助内容の改善、縮小）

外部評価結果のまとめ

・定住する意思のある人を見極める手法を検討する必要があり、真に定住する意思のある者に補助金を交付するようにして欲しい。

補助金番号	2-2

定住住宅リフォーム補助金

所管部課名	企画政策部　企画政策課			補助経過年数	１年以上５年以下
事務事業名	定住促進対策事業				
根拠法令	薩摩川内市定住促進に関する条例、薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則				
平成25年度予算額	13,029 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
		千円	千円	13,029 千円	
達成しようとする成果	転入世帯の人員数：102,000人				
補助対象者	平成23年4月から平成26年3月末までの転入者で、30万円以上のリフォーム工事をした者				
補助対象経費	定住する目的で本市域内に住宅をリフォームした経費（30万円以上）				
補助対象事業・活動の内容	本市の住民として、定住の意思を持って行う住宅をリフォームされた方へ補助をするもの。				
補助金額又は補助率	工事費の50%を補助（ただし、下記①～③のとおり限度額がある） ①甑島地域…100万円　②旧４町及び旧川内市過疎相当地域…70万円　③それ以外…20万円				

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	Ｂ	Ａ	Ａ	Ｂ	Ａ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ
	今後の改革の方向性 **見直しの上で継続（他の補助金と統合、補助内容の改善、縮小）**								
	上記方向の理由 別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 定住施策及び対象の改編、平成25年度9月までに取りまとめ。12月議会に関連条例を上程する。								

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **見直しの上で継続（他の補助金と統合、補助内容の改善、縮小）**
	外部評価結果のまとめ ・建築住宅課にも似た事業があり、統合を検討する必要がある。

補助金番号	2-3

新幹線通勤定期購入補助金

所管部課名	企画政策部　企画政策課	補助経過年数	６年以上１０年以下
事務事業名	定住促進対策事業		
根拠法令	薩摩川内市定住促進に関する条例、薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則		
補助経過年数	６年以上１０年以下		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
2,100 千円	千円	千円	2,100 千円	

達成しようとする成果	転入世帯の人員数：102,000人
補助対象者	平成23年4月から平成26年3月末までの転入者で、新幹線通勤定期券を購入し通勤している者
補助対象経費	新幹線通勤定期券に係る経費
補助対象事業・活動の内容	本市の住民として、定住の意思を持って頂くため、新幹線通勤定期購入費へ補助をするもの。
補助金額又は補助率	1カ月あたりの補助額は営業キロにより異なる 営業キロ：100キロ未満…1万円、100キロ以上200キロ未満…1万5千円、200キロ以上2万円

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
B	C	B	B	A	B	B	B	B

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（他の補助金と統合、補助内容の改善、縮小）

上記方向の理由

別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

定住施策及び対象の改編、平成25年度9月までに取りまとめ。12月議会に関連条例を上程する。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（他の補助金と統合、補助内容の改善、縮小）

外部評価結果のまとめ

・住宅を作ることが条件になっていないことから、転勤を繰り返す人も対象となり、本当に定住につながるか疑問である。廃止を検討する必要がある。

事務事業番号	3

地球にやさしい環境整備事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	企画政策部　新エネルギー対策課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市補助金等基本条例・薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金交付要綱		
政策	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり	施策	環境対策の充実
		小施策	自然環境の保全及び公害対策
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト		
重点施策	防災・生活安全対策及び環境対策の充実による安全なまちづくり		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	地球温暖化対策として、５種類（住宅用太陽光発電設備・プラグインハイブリッド自動車及び電気自動車・電動アシスト自転車・家庭用燃料電池システム・電気自動車等充電設備）の補助金を支出して、導入経費に係る市民等の負担を軽減し、環境保全意識の向上と地球にやさしい環境の整備を図るもの
対象（誰を、何を対象とする事業か）	市民及び事業者
手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する
意図（どのような目的で事業を行うか）	創エネ・蓄エネ・省エネ関連機器等の普及を推進するため、導入経費の一部を補助することにより市民等の負担の軽減を図る。

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	20,708	42,179	48,200	59,200	65,700
財源内訳　国・県支出金					
財源内訳　その他					
財源内訳　一般財源	20,708	42,179	48,200	59,200	65,700
要員配置状況	0.50	0.80	0.80	0.80	0.80
職員	0.50	0.50	0.30	0.80	0.80
嘱託員	0.00	0.30	0.50	0.00	0.00
臨時職員等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

国の経済政策方針の一つである「民間投資を喚起する成長戦略」の中でも「クリーン・経済的なエネルギー需給の実現」が掲げられており、本市においても省エネや再エネ推進等のための設備投資等の促進に取り組む必要があり、高価格が導入のネックとなっている創蓄省エネ関連機器等の導入に係る経費の一部を補助することで、市民等への普及・啓発につなげていきたい。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

国の動向や社会状勢、市民ニーズ等に合わせて、補助額や補助項目の見直しの検討を行っていきたい。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・入来町の伝統的建造物群保存地区や沿岸部など地域の特異性に応じた補助制度となるよう検討して欲しい。

・政策的に電気自動車や電気スタンドの普及を図るのであれば、市役所の公用車（特に市長車や議長車）を電気自動車に替えるなど、新エネルギー対策課のみでなく、市役所全体で歩調を合わせる必要がある。

補助金番号	3-1

地球にやさしい環境整備事業補助金

所管部課名	企画政策部　新エネルギー対策課			補助経過年数	１年以上５年以下	
事務事業名	地球にやさしい環境整備事業					
根拠法令	薩摩川内市補助金等基本条例、薩摩川内市地球にやさしい環境整備事業補助金交付要綱					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	48,200 千円	千円	千円	48,200 千円		
達成しようとする成果	申請者数（補助金交付件数）：500件					
補助対象者	① 自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電設備を設置、又は設置済の建売住宅を購入した者 ② プラグインハイブリッド自動車又は電気自動車を自ら使用する目的で購入した者 ③ 電動アシスト自転車を自ら使用する目的で購入した者 ④ 自ら居住する住宅に家庭用燃料電池システムを設置、又は設置済の建売住宅を購入した者 ⑤ 不特定多数の者が利用可能な駐車場等に電気自動車等充電設備を設置した法人又は個人事業者					
補助対象経費	当該機器等の設置又は購入に係る経費					
補助対象事業・活動の内容	当該機器等の設置又は購入					
補助金額又は補助率	① 住宅用太陽光発電設備 太陽電池モジュール最大出力値に１kW当たり４万円を乗じた額（限度額１６万円） ② プラグインハイブリッド自動車又は電気自動車 国の補助額の３分の１の額（限度額３０万円） ③ 電動アシスト自転車 本体購入価格の３分の１に相当する額（限度額３万円） ④ 家庭用燃料電池システム 対象システム設置１件につき２０万円 ⑤ 電気自動車等充電設備 対象設備１基につき充電器本体購入費及び設置工事費等に係る経費の３分の１に相当する額（限度額：急速充電器５０万円、普通充電器１５万円）					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	A	A	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

国の経済政策方針の一つである「民間投資を喚起する成長戦略」の中でも「クリーン・経済的なエネルギー需給の実現」が掲げられており、本市においても省エネや再エネ推進等のための設備投資等の促進に取り組む必要があり、高価格が導入のネックとなっている創蓄省エネ関連機器等の導入に係る経費の一部を補助することで、市民等への普及・啓発につなげていきたい。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

国の動向や社会状勢、市民ニーズ等に合わせて、補助額や補助項目の見直しの検討を行っていきたい。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・電動アシスト自転車に対する補助は、安全性の問題や普通の自転車への補助など、検討する必要がある。
・家庭用燃料電池と電気自動車等充電設備については、多くの申請がなされ、補助金が有効に活用されるようＰＲに努めてほしい。
・電気自動車等充電設備に対する補助については、機器購入・設置のほかに多額の必要経費が掛かることから補助額が少ないように思う。検討の必要がある。

事務事業番号	4

防犯灯維持管理

［単位：千円、人］

１　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	企画政策部　コミュニティ課	事業の種別	建設・整備事業
根拠法令等	薩摩川内市補助金等交付規則		
政策	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり	施策	防災・生活安全対策の充実
		小施策	交通安全・防犯対策の推進
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト		
重点施策	防災・生活安全対策及び環境対策の充実による安全なまちづくり		

２　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容

概要	※市が直接設置した防犯灯の維持管理を行う。（平成２５年度　１，２７２基） ※対象団体が防犯灯を設置し、又は点灯設備若しくは支柱を取替える場合に補助金を支出する。 補助対象経費　補助金の額 点灯設備を新たに設置した・取替えた場合　白熱灯・蛍光灯１基につき　７，０００円 水銀灯・ＬＥＤ蛍光灯１基につき　１２，０００円 支柱を設置した・取替えた場合　永久柱１本につき　１０，０００円 木柱１本につき　３，０００円
対象（誰を、何を対象とする事業か）	市民。補助金は、地区コミュニティ協議会、自治会、通り会又は職域団体若しくはこれらに準ずるものとして市長が認めたもの
手段（市がどのような活動をするか）	市が直接設置した防犯灯の維持管理（電気料・修繕料） 自ら設置する団体へ対し補助金を支出する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	この要領は、犯罪をなくし、明るい社会環境づくりのため、防犯灯の設置者（以下「設置者」という。）に対し、補助金を交付することにより、地域住民が安心して暮らせる地域づくりの促進を図ることを目的とする。

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	18,328	16,813	10,108	10,100	10,100
財源内訳　国・県支出金	11,000	8,050			
財源内訳　その他					
財源内訳　一般財源	7,328	8,763	10,108	10,100	10,100
要員配置状況	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
職員	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
嘱託員					
臨時職員等					

３　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

現在、省エネ・節電を踏まえ、ＬＥＤタイプの防犯灯の設置及び切り替えの申請が増えてきていることから、現制度を当分の間は維持する必要性がある。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

ＬＥＤタイプの防犯灯を普及させることにより、明るい社会環境づくりを推進するとともに、設置者の電気料負担の軽減も図りたい。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・ＬＥＤ化は、次世代エネルギービジョンなど市の基本施策に関与することから、新エネルギー対策課と連携して進めていく必要がある。

補助金番号	4-1

薩摩川内市防犯灯設置費補助金

所管部課名	企画政策部　コミュニティ課	補助経過年数	６年以上１０年以下
事務事業名	防犯灯維持管理事業		
根拠法令	薩摩川内市補助金等交付規則　薩摩川内市防犯灯設置費補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
2,500 千円	0 千円	0 千円	2,500 千円	

達成しようとする成果	更なる防犯灯の普及（特にＬＥＤ）
補助対象者	地区コミュニティ協議会、自治会、通り会又は職域団体若しくはこれらに準ずるものとして市長が認めたもの
補助対象経費	点灯設備を新たに設置した・取り替えた場合 支柱を設置した・取り替えた場合
補助対象事業・活動の内容	防犯灯の新設、点灯設備の取替、支柱の取替
補助金額又は補助率	点灯設備を新たに設置した・取替えた場合　白熱灯・蛍光灯１基につき　７，０００円 水銀灯・ＬＥＤ蛍光灯１基につき　１２，０００円 支柱を設置した・取替えた場合　永久柱１本につき　１０，０００円 木柱１本につき　３，０００円

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

省エネ・節電の観点からＬＥＤの防犯灯が普及してきていることから、今後水銀灯や蛍光灯から切り替える団体が増えることが見込まれることと、「電気のまち・エネルギーのまち」を推進する上からも現制度を維持していくことが必要であると考える。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

ＬＥＤタイプの防犯灯を普及させることにより、明るい社会環境づくりを推進するとともに、設置者の電気料負担の軽減も図りたい。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・ＬＥＤ化に期待する。
・単なる街灯と防犯灯の位置づけを明確にし、地域の現状に応じて、設置してほしい。

事務事業番号	5

コミュニティ推進事業

［単位：千円、人］

１　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	企画政策部コミュニティ課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	自治基本条例		
政策	コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり	施策	コミュニティ活動等への支援強化
		小施策	コミュニティ活動等への支援
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト		
重点施策	個性と魅力ある地区コミュニティ主体の地域づくり		

２　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	４８地区コミュニティ協議会会長会議の開催や、コミュニティ主事を配置したり、地区コミュニティ協議会へ交付金の交付、さらには、地区コミュニティ協議会が行う地区の活性化に資する事業に補助金を交付すること等により、地区の活性化を図る。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	４８地区コミュニティ協議会
手段（市がどのような活動をするか）	交付金や補助金を支出したり、コミュニティ主事を配置する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	地区が活性化するために行う事業に対し、補助金等により支援する。

経費及び指標の推移

項目		平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費		181,898	183,835	204,493	204,493	204,493
財源内訳	国・県支出金	55,000	55,000	54,300	54,300	54,300
	その他	3,258	9,368	16,500	16,500	16,500
	一般財源	123,640	119,467	133,693	133,693	133,693
要員配置状況		49.00	49.00	49.00	49.00	49.00
	職員	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	嘱託員	48.00	48.00	48.00	48.00	48.00
	臨時職員等					

３　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）結果

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（拡大）

上記方向の理由

支援をすることにより、地区コミュニティ協議会の事業展開が更に広がり、地区も活性化するとともに、最終的にはコミュニティビジネスにも繋げられ、地区コミュニティ協議会の自主財源の確保に貢献できる。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

本年度中に補助金見直しをし、各地区コミュニティ協議会が自立に向けた事業展開に貢献できる補助金としたい。

外部評価（二次）結果

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（拡大）

まとめ（補助金等評価を含む。）

・地区コミュニティ協議会の自助努力が必要である一方、協議会が自立できるように支援する仕組みは維持していく必要がある。

・合併後８年が過ぎ、地区コミュニティ協議会の成熟度に差が生じており、成熟度に応じた支援が必要である。

・コミュニティビジネスに対する補助制度については、活性化補助金を活用した各地区コミュニティ協議会による物品販売等の収支をよく把握し、制度設計する必要がある。

・コミュニティビジネスを展開するにあたっては、販路確保など地区コミュニティ協議会だけでは対応できない部分もある。観光・シティセールス課や商工振興課など市役所の知恵を結集する必要がある。

・販路拡大には、ホームページや通販サイトの利活用も検討する必要がある。

補助金番号	5-1

薩摩川内市地区コミュニティ活性化事業補助金

所管部課名	企画政策部コミュニティ課			補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	コミュニティ推進事業					
根拠法令	薩摩川内市地区コミュニティ活性化事業補助金交付要領					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	4,088 千円	千円	4,000 千円	88 千円		
達成しようとする成果	補助金の申請件数：２４件					
補助対象者	地区コミュニティ協議会					
補助対象経費	講師謝金、賃金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費					
補助対象事業・活動の内容	別紙のとおり					
補助金額又は補助率	上限200,000円　補助率２／３					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	A	A	A	A

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（拡大、他の補助金と統合）

上記方向の理由

補助金上限額を引き上げることにより、地区コミュニティ協議会の事業展開が更に広がり地区も活性化するとともに、最終的にはコミュニティビジネスにも繋げられ地区コミュニティ協議会の自主財源の確保に貢献できる。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

本年度中に補助金見直しをし、各地区コミュニティ協議会が自立に向けた事業展開に貢献できる補助金としたい。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（拡大、他の補助金と統合）

外部評価結果のまとめ

・地区コミュニティの活性化に資するという目的に合致していても、単なる運営費に対する補助にならないようチェックする必要がある。

事務事業番号	6

葬斎場管理事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	市民福祉部 環境課	事業の種別	施設管理
根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律		
政策	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり	施策	環境対策の充実
		小施策	葬斎場・墓地環境の整備
一体化躍動プラン			
重点施策			

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	葬斎場の維持管理を行う。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	川内葬斎場やすらぎ苑、上甑島葬斎場、下甑葬斎場、鹿島葬斎場
手段（市がどのような活動をするか）	指定管理代行による維持管理
意図（どのような目的で事業を行うか）	適切な施設の維持管理により適切な火葬業務を行う。

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	42,199	42,574	42,667	42,546	42,546
財源内訳 国・県支出金					
財源内訳 その他	8,725	8,386	6,060	6,060	6,060
財源内訳 一般財源	33,474	34,188	36,607	36,486	36,486
要員配置状況	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
嘱託員					
臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

火葬は、市民生活において重要な人の死を弔うための行為である葬儀の一部であり、公衆衛生上適切に行う必要があることから今後も市が責任をもって実施する必要がある。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

老朽化した施設の延命化を図るほか、甑島地域においては将来的に施設の統合を検討する。

外部評価（二次）結果

行政改革推進委員会による評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・指定管理者制度を導入し、管理運営経費削減に努めているが、今後は、委託業務に対する経費の妥当性について市がしっかり精査する必要がある。

・公共的な施設であることから、適切に維持管理される必要がある。

補助金番号	6-1

火葬料差額助成

所管部課名	市民福祉部 環境課			補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	葬斎場管理事業					
根拠法令	薩摩川内市補助金等基本条例:薩摩川内市火葬料差額助成金交付要綱					
平成25年度予算額	195 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
		千円	千円	195 千円		
達成しようとする成果	補助の交付額					
補助対象者	特別な事情により、市外の葬斎場で火葬を行なった市民					
補助対象経費	市外の葬斎場において火葬が行われた場合の市外火葬料					
補助対象事業・活動の内容	火葬業務					
補助金額又は補助率	火葬料について、本市の市内料金と他市町村の市外料金の差額					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	A	A	A	A	A	C	A	A	A
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**								
	上記方向の理由 特別な事情による市外での火葬料金に対する助成により、市民の公平な火葬料の負担の観点から今後も現状のまま継続したいと考えている。								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 上限額については、さつま町の市外料金と、本市の市内料金の差額を基準に設定されているため、さつま町の市外料金が改定された場合は、上限額の改定を検討する必要があると考えている。								

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**
	外部評価結果のまとめ ・特になし。

事務事業番号	7

清掃総務一般管理事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	市民福祉部 環境課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
政策	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり	施策	環境対策の充実
		小施策	環境衛生対策の充実
一体化躍動プラン			
重点施策			

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	一般廃棄物処理の施策を円滑に実施するための経費
対象（誰を、何を対象とする事業か）	市民
手段（市がどのような活動をするか）	・廃棄物処理施設周辺の地元との意見交換等 ・補助金の支出等
意図（どのような目的で事業を行うか）	・一般廃棄物施設の周辺住民との円滑な関係を図るほか一般廃棄物処理の施策を円滑に実施するため。

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	52,784	2,580	3,823	3,852	823
財源内訳 国・県支出金					
財源内訳 その他	0	0	120	120	120
財源内訳 一般財源	52,784	2,580	3,703	3,732	703
要員配置状況	8.00	0.02	0.01	0.01	0.00
職員	7.00	0.02	0.01	0.01	0.00
嘱託員	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00
臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

今後も、し尿施設や最終処分場など一般廃棄物処理施設の安定的な稼動、周辺環境の適切な対策を継続して行う必要がある。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

関係住民及び自治会等と円滑な関係を築く。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会による評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（手段の改善）

まとめ（補助金等評価を含む。）

・木場茶屋の最終処分場で発生しているガスについては、様々な策を検討され、最小のコストでの解決を望む。

・汲み取り料金が安い地域や迷惑施設を抱える地域への補助については、他地域の市民に対して交付理由をしっかり説明できるようにしておく必要がある。

補助金番号	7-1

し尿処理助成事業補助金

所管部課名	市民福祉部 環境課			補助経過年数	１年以上５年以下	
事務事業名	清掃総務一般管理事業					
根拠法令	薩摩川内市補助金等基本条例・薩摩川内市し尿収集手数料調整助成金交付要綱					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	3,000 千円	千円	千円	3,000 千円		
達成しようとする成果	補助の交付額					
補助対象者	直接的には、入来町及び祁答院町において収集業務を適切に遂行している業者					
補助対象経費	し尿汲み取り料金（さつま町料金と薩摩川内市料金との差額）					
補助対象事業・活動の内容	し尿処理助成事業補助金の汲み取り					
補助金額又は補助率	入来・祁答院地域は、汲み取り料金10ℓあたり12円の助成を行う。					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	C	A	A	A	A	A	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

合併前の経緯から、助成制度によりさつま町と入来・祁答院地域の料金を合わせているため、現時点、入来・祁答院地域と市内の他の地域で住民負担の地域格差が生じており、是正する必要性も考えられるが、地域間を是正するタイミングとしては、さつま町料金が変更される時期を考えている

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

さつま町のし尿汲み取り料金の動向を注視し、さつま町の料金改定に合わせた対応を行う。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（補助内容の改善）

外部評価結果のまとめ

・汲み取り料金については、居住地域で市民の負担する金額に差が生じており、市民負担が同じになるよう早期の是正を目指す必要がある。

・さつま町のし尿収集許可業者に対して交付している補助金については、薩摩川内市内のし尿収集許可業者の汲み取り料金をもとに算出する必要がある。

補助金番号	7-2

川内汚泥再生処理センター対策委員会運営補助金

所管部課名	市民福祉部 環境課			補助経過年数	１年以上５年以下	
事務事業名	清掃総務一般管理事業					
根拠法令	薩摩川内市補助金等基本条例・汚泥再生処理センター建設に関する覚書					
平成25年度予算額	450 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
		千円	千円	450 千円		
達成しようとする成果	安定した施設の稼動					
補助対象者	川内汚泥再生処理センター対策委員会					
補助対象経費	川内汚泥再生処理センター対策委員会の活動経費					
補助対象事業・活動の内容	会議、研修、周辺美化作業					
補助金額又は補助率	年４５万円					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	C	A	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

川内汚泥再生処理センターは、平成２４年度に稼動し、以降３０年間の稼動を目指しているため、地元の理解と周辺の環境保全対策が不可欠であり、今後も対策委員会の運営のために補助制度は継続すべきと考えている。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

これまで、地元対策委員会（１８名）と運営協議会（市と地元対策委員会（４名））の組織体制となっていたが、平成２５年度地元対策委員会と運営協議会に参加する地元対策委員会を１０名の同一メンバーとし、会議の効率化を図った。また、川内汚泥再生処理センターが先進施設であるため、当分の間先進地視察を見送っている。今後も改善すべき点は協議により改善していきたい。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（補助内容の改善）

外部評価結果のまとめ

・対策委員会の重要性は認めるが、補助金のあり方については市民目線に立って検討する必要があり、委員会存続のためには、お金以外の方策も検討する必要がある。

事務事業番号	8

一次救急医療体制支援事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	市民福祉部　市民健康課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱		
政策	健康で共に支え合うまちづくり	施策	保健・医療の充実
		小施策	医療体制の充実
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト		
重点施策	地域医療体制の構築による安心のまちづくり		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	・広報紙等を活用し救急医療の適正受診を啓発する。 ・川内市医師会と薩摩郡医師会へ委託し、在宅当番・救急医療情報提供実施事業を行う。 ・川内市医師会へ川内地域一次救急医療体制運営補助金と小児救急医療支援体制運営補助金を支出する。 ・川内薬剤師会へ薬局休日当番事業補助金を支出する。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	一次救急医療を受療する者
手段（市がどのような活動をするか）	広報紙や医療機関のラックを活用し救急医療の適正受診を啓発する。 委託料及び補助金を支出する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	一次救急医療体制の構築による安心のまちづくりを推進するため。

経費及び指標の推移

項目		平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費		13,564	13,915	14,518	14,518	14,518
財源内訳	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	13,564	13,915	14,518	14,518	14,518
要員配置状況		0.13	0.13	0.13	0.13	0.13
	職員	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13
	嘱託員					
	臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

適正受診啓発事業や在宅当番・救急医療情報提供実施事業の事業内容及び別紙、補助金等評価結果等から総合的に判断した。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・補助制度に対する課題等を協議する場をこれからも設けて、医師不足にならないよう努められたい。

補助金番号	8-1

川内地域一次救急医療運営補助金

所管部課名	市民福祉部　市民健康課			補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	一次救急医療体制支援事業					
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び川内地域一次救急医療運営補助金交付要領					
平成25年度予算額	4,498 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
		千円	千円	4,498 千円		
	指標名			目標値	目標年度	
達成しようとする成果	支援医師延べ数、　診察患者数					
補助対象者	公益社団法人川内市医師会					
補助対象経費	川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院に勤務する医師への夜間勤務時支援体制に従事した川内市医師会会員に要する経費					
補助対象事業・活動の内容	川内市医師会が行う川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院に勤務する医師への夜間勤務時支援体制である一次救急医療支援体制					
補助金額又は補助率	川内市医師会立市民病院又は済生会川内病院に勤務する医師への夜間勤務時支援体制に従事した川内市医師会会員に要する経費（人件費相当補助基準額３５，０００円／人）の２分の１に相当する額					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	A	A	A	A	B	C	A	B	B
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**								
	上記方向の理由 補助制度の公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性の結果から総合的に判断した。								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画								

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**
	外部評価結果のまとめ ・一次救急医療が二次救急医療の支障となっている実態が現在も続いているのか、チェックする必要がある。

補助金番号	8-2

小児救急医療支援体制運営補助金

所管部課名	市民福祉部　市民健康課			補助経過年数	１年以上５年以下
事務事業名	一次救急医療体制支援事業				
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び小児救急医療支援体制運営補助金交付要領				
平成25年度予算額	4,258 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
		千円	千円	4,258 千円	
達成しようとする成果	年間開院日数、年間診療患者数				
補助対象者	公益社団法人川内市医師会				
補助対象経費	小児初期救急医療への夜間診療支援体制に従事した川内市医師会会員が開設に要する経費				
補助対象事業・活動の内容	川内市医師会会員の小児科医が連携・協力して、夜間・深夜等における小児初期救急医療に従事する夜間診療支援体制				
補助金額又は補助率	小児初期救急医療への夜間診療支援体制に従事した川内市医師会会員が開設に要する経費のうち、開設運営費相当補助基準額３５，０００円／日の３分の１に相当する額				

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	A	A	A	A	B	C	A	B	B
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**								
	上記方向の理由 補助制度の公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性の結果から総合的に判断した。								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画								

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**
	外部評価結果のまとめ ・特になし。

補助金番号	8-3

薬局休日当番事業補助金

所管部課名	市民福祉部　市民健康課	補助経過年数	１年以上５年以下
事務事業名	一次救急医療体制支援事業		
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び薬局休日当番事業補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
200 千円	千円	千円	200 千円	

達成しようとする成果	開局延べ日数、処方せん枚数
補助対象者	川内薬剤師会
補助対象経費	薬局休日当番の開局に要する経費
補助対象事業・活動の内容	川内薬剤師会会員が連携・協力して、川内市医師会及び薩摩川内市歯科医師会の休日当番制に合わせ開局する薬局休日当番体制
補助金額又は補助率	薬局休日当番の開局に要する経費のうち、開局運営費相当補助基準額４，０００円／日の３分の１に相当する額又は予算措置額のうち、いずれか少ない額

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	B	C	A	B	B

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

補助制度の公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性の結果から総合的に判断した。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・特になし。

事務事業番号	9

二次救急医療体制支援事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	市民福祉部　市民健康課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱		
政策	健康で共に支え合うまちづくり	施策	保健・医療の充実
		小施策	医療体制の充実
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト		
重点施策	地域医療体制の構築による安心のまちづくり		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	川内市医師会と薩摩郡医師会へ救急医療施設等運営補助金（病院群輪番制病院運営事業・共同利用型病院運営事業）を支出するもの
対象（誰を、何を対象とする事業か）	休日及び夜間における二次救急医療を受療する者
手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	二次救急医療体制の構築による安心のまちづくりを推進するため。

経費及び指標の推移

項目		平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費		30,588	30,614	30,518	30,518	30,518
財源内訳	国・県支出金	4,096	4,113	4,086	4,086	4,086
	その他					
	一般財源	26,492	26,501	26,432	26,432	26,432
要員配置状況		0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
職員		0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
嘱託員						
臨時職員等						

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

別紙、補助金等評価結果から総合的に判断した。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・川内市医師会と薩摩郡医師会が、それぞれで抱えている課題や甑島の診療所の医師が不在である際の応援体制を協議する場を、行政主導で設けられないか検討する必要がある。

補助金番号	9-1

救急医療施設等運営補助金（病院群輪番制病院運営事業）

所管部課名	市民福祉部　市民健康課	補助経過年数	２１年以上
事務事業名	二次救急医療体制支援事業		
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び救急医療施設等運営補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
24,389 千円	千円	千円	24,389 千円	

達成しようとする成果	救急医療に係る実診療日数、救急医療に係る当番日の来院患者数及び救急患者数
補助対象者	公益社団法人川内市医師会
補助対象経費	病院群輪番制病院運営事業に要する人件費
補助対象事業・活動の内容	川内地域（東郷、樋脇地域を含む。）での夜間及び祝休日における二次救急医療への急患対応
補助金額又は補助率	基準単価７１，０４０円に稼動日数及び本市の負担割合を乗じて得た額

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	B	C	A	B	B

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

補助制度の公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性の結果から総合的に判断した。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・補助経過年数が２１年以上であり、基準単価の精査が必要な時期であると思われる。

補助金番号	9-2

救急医療施設等運営補助金（共同利用型病院運営事業）

所管部課名	市民福祉部　市民健康課	補助経過年数	２１年以上
事務事業名	二次救急医療体制支援事業		
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び救急医療施設等運営補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
6,130 千円	4,086 千円	千円	2,044 千円	

達成しようとする成果	救急医療に係る実診療日数、救急医療に係る当番日の来院患者数及び救急患者数
補助対象者	公益社団法人薩摩郡医師会
補助対象経費	共同利用型病院運営事業に要する人件費
補助対象事業・活動の内容	旧薩摩郡地域（入来、祁答院地域）での夜間及び祝休日における二次救急医療への急患対応
補助金額又は補助率	基準単価６１，５００円に稼動日数及び本市の負担割合を乗じて得た額

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	B	C	A	B	B

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

補助制度の公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性の結果から総合的に判断した。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・補助経過年数が２１年以上であり、基準単価の精査が必要な時期であると思われる。

事務事業番号	10

周産期医療等運営事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	市民福祉部　市民健康課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱		
政策	健康で共に支え合うまちづくり	施策	保健・医療の充実
		小施策	医療体制の充実
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト		
重点施策	地域医療体制の構築による安心のまちづくり		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	北薩小児・産科医療圏における地域周産期母子医療センターとして認定されている済生会川内病院へ、周産期医療等運営補助金を支出するもの
対象（誰を、何を対象とする事業か）	済生会川内病院で周産期医療を受療する者（母体、胎児、新生児）
手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため。

経費及び指標の推移

項目		平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
財源内訳	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
要員配置状況		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
職員		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
嘱託員						
臨時職員等						

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

別紙、補助金等評価結果から総合的に判断した。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・麻酔医の確保に努力されたい。

補助金番号	10-1

周産期医療等運営補助金

所管部課名	市民福祉部　市民健康課	補助経過年数	１年以上５年以下
事務事業名	周産期医療等運営事業		
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び周産期医療等運営補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
10,000 千円	千円	千円	10,000 千円	

達成しようとする成果	周産期医療等における診療患者数（入院患者を含む。）、 他の地域周産期医療関連施設等からの搬送件数、周産期医療等における緊急手術件数
補助対象者	済生会川内病院
補助対象経費	済生会川内病院における周産期医療等の運営に要する経費
補助対象事業・活動の内容	地域周産期母子医療センターとして、妊娠・出産から新生児に至る高度専門的な医療を提供する。
補助金額又は補助率	公立病院と同等の医療機能を担う公的病院等に対する助成への特別交付税措置算定基準により算出した額又は予算措置額のうち、いずれか少ない額

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	B	C	A	B	B

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

補助制度の公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性の結果から総合的に判断した。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・特になし。

事務事業番号	11

民生委員・児童委員等事業

［単位：千円、人］

１　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	市民福祉部　障害・社会福祉課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	民生委員法、民生委員法施行令		
政策	健康で共に支え合うまちづくり	施策	地域福祉社会の形成
		小施策	地域福祉活動の推進
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト		
重点施策	高齢者や障害者（児）等を支える福祉のまちづくり		

２　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	・３年に１回の改選に伴い、民生委員児童委員の推薦業務を行っている。ただし、任期途中に欠員が出た場合はその都度、欠員補充の推薦業務を行うとともに、民生委員児童委員に対し市社会福祉事務嘱託員として委嘱し、市の業務等を依頼している。 ・薩摩川内市民生委員児童委員協議会連合会へ補助金を支出している。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	・薩摩川内市民生委員児童委員協議会連合会 ・民生委員・児童委員２８５人
手段（市がどのような活動をするか）	民生委員児童委員を市社会福祉事務嘱託員として委嘱し、市業務を依頼 薩摩川内市民生委員児童委員協議会連合会への補助金の支出
意図（どのような目的で事業を行うか）	組織の運営の強化及び研修事業の推進を図る。

経費及び指標の推移

項目		平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費		19,290	19,315	20,128	19,528	19,528
財源内訳	国・県支出金	21	21	21	21	21
	その他					
	一般財源	19,269	19,294	20,128	19,528	19,528
要員配置状況		0.92	0.92	1.17	0.92	0.92
職員		0.74	0.74	0.90	0.74	0.74
嘱託員		0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
臨時職員等		0.09	0.09	0.18	0.09	0.09

３　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

事業内容や実施方法が適切である。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

なし

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・市や他の団体と密接に連携することで、民生委員の職は大変であるというイメージを変えていくことが必要である。

・民生委員活動の重要性や活動におけるボランティアの部分と経費の補填がある部分をきちっと市民に広報する必要がある。その広報こそが市が実施すべき役割である。

・担い手や後継者不足といった現状があるので、市職員も積極的に協力すれば、こういう状況も改善されると思う。

補助金番号	11-1	薩摩川内市民生委員児童委員協議会連合会運営補助金

所管部課名	市民福祉部　障害・社会福祉課			補助経過年数	２１年以上	
事務事業名	民生委員・児童委員等事業					
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び民生委員児童委員協議会連合会運営補助金交付要領					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	2,264 千円	千円	千円	2,264 千円		
達成しようとする成果	地域福祉の向上					
補助対象者	薩摩川内市民生委員児童委員協議会連合会					
補助対象経費	①組織の運営に要する経費（役員手当、食糧費、交際費及び負担金を除く。） ②研修派遣に要する経費（食糧費を除く。）					
補助対象事業・活動の内容	民生委員・児童委員の資質向上及び協議会連合会の健全な運営					
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	A	A	A	A	B	C	A	A	A
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**								
	上記方向の理由 安心安全なまちづくりや福祉の向上のために当該団体への補助は今後とも必要である。								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 なし								

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**
	外部評価結果のまとめ ・行政と密接に連携し、研修を通じて質を上げる必要がある。

事務事業番号	12

戦没者追悼事業

［単位：千円、人］

１　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	市民福祉部　障害・社会福祉課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	特になし		
政策	健康で共に支え合うまちづくり	施策	地域福祉社会の形成
		小施策	地域福祉活動の推進
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト		
重点施策	高齢者や障害者（児）等を支える福祉のまちづくり		

２　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	・市戦没者追悼式を例年１０月に実施している。 ・遺族会会員が県戦没者追悼式及び比島戦没者慰霊行事へ市代表として参加する際、市でバスを借り上げ、市職員も同行している。 ・薩摩川内市遺族会連合会へ補助金を支出している。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	薩摩川内市遺族会連合会の会員及び市民
手段（市がどのような活動をするか）	・年１回の市戦没者追悼式の実施 ・県戦没者追悼式等への遺族会会員参列者用バス借上げ ・遺族会への補助金の支出
意図（どのような目的で事業を行うか）	戦争体験等の風化防止に資するため、戦没者を悼み、痛ましい体験等を語り継いでいる遺族会の活動を支援・助成する。

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	1,098	992	1,091	1,091	1,091
財源内訳　国・県支出金					
財源内訳　その他					
財源内訳　一般財源	1,098	992	1,091	1,091	1,091
要員配置状況	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
職員	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14
嘱託員	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14
臨時職員等	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02

３　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（縮小）

上記方向の理由

事業内容や実施方法を見直す必要がある。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

平成２５年度中に関係団体と協議する。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：□高い　■低い　　有効性：□高い　■低い

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（縮小）

まとめ（補助金等評価を含む。）

・戦争体験の風化防止という観点から小学校や中学校の児童生徒を出席させるよう取組を進めてほしい。戦争の悲惨さを後世に伝えるという意味で良いアイデアだと思う。

・参加者数に合わせて規模を縮小するなりの対応を取られたい。

・市戦没者追悼式の運営にかかわっている市職員４４名の削減を図られたい。

補助金番号	12-1

遺族会運営補助金

所管部課名	市民福祉部　障害・社会福祉課	補助経過年数	２１年以上
事務事業名	戦没者追悼事業		
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び遺族会運営補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
200 千円	千円	千円	200 千円	

達成しようとする成果	—
補助対象者	薩摩川内市遺族連合会
補助対象経費	①組織の運営に要する経費（役員報酬、交際費、食糧費、慶弔費、負担金及び積立金を除く。） ②戦没者慰霊事業等に要する経費（食糧費を除く。）
補助対象事業・活動の内容	組織の運営及び戦没者追悼・慰霊事業の実施
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算で定める額以内とする。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
B	B	B	A	C	C	B	B	A

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（縮小）

上記方向の理由

年々遺族会の会員は減少しているが、事業内容はほとんど変わっていないのでしばらく状況をみる。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

今後、団体と事業内容等について協議していく。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（縮小）

外部評価結果のまとめ

・会員数が減少している現状でありながら、補助額は一定のままである。補助額を含め、補助金を見直す時期に来ている。

事務事業番号	13	児童クラブ事業	［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	市民福祉部　子育て支援課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱、放課後児童クラブ運営補助金交付要領、放課後児童クラブ設立支援事業補助金交付要領、放課後児童クラブ活動支援事業補助金交付要領		
政策	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり	施策	子育て支援・児童福祉の充実
		小施策	子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト		
重点施策	子育て支援体制の充実による子育てしやすいまちづくり		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容		
	概要	放課後児童クラブ運営補助金：放課後児童クラブの運営 放課後児童クラブ設立支援補助金：新たな放課後児童クラブの設置に要する備品等に要する補助 放課後児童クラブ活動支援補助金：他の校区からの児童の受入に要する交通費等の活動支援
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	市内で放課後児童健全育成事業を実施している社会福祉法人又はその他の者
	手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する。
	意図（どのような目的で事業を行うか）	保護者が昼間家庭にいない小学就学児童の健全育成及び仕事と子育ての両立支援

経費及び指標の推移

項目		平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費		88,670	91,177	81,915	81,612	81,612
財源内訳	国・県支出金	38,037	46,940	47,092	47,092	47,092
	その他	4,407				
	一般財源	46,226	44,237	34,823	34,520	34,520
要員配置状況		0.40	0.50	0.40	0.40	0.40
	職員	0.40	0.50	0.40	0.40	0.40
	嘱託員					
	臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

主管課による評価結果

内部評価（一次）

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

平成２０年度より各補助金を設立し、放課後児童クラブの運営の一助となっている。新設クラブもあり、また今後増加していく中で、運営が順調に進むのに数年かかる。当面は現状のまま継続していく考えである。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし

行政改革推進委員会による評価結果

外部評価（二次）

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・児童及びクラブの数が減ることを、念頭において制度の見直しを考えていく必要がある。
・小学校就学児童のみでなく、幼稚園児を対象とした制度を検討して欲しい。
・他の補助金同様、税金等の未納世帯が恩恵を受けないよう交付条件を附加するなどの検討が必要である。

補助金番号	13-1

放課後児童クラブ運営補助金

所管部課名	市民福祉部　子育て支援課	補助経過年数	１年以上５年以下
事務事業名	児童クラブ事業		
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱、放課後児童クラブ運営補助金要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
8,500 千円	千円	千円	8,500 千円	

達成しようとする成果	登録児童数:640人、設置箇所数：20箇所
補助対象者	市内で放課後児童健全育成事業を実施している社会福祉法人又はその他の者
補助対象経費	組織の運営に要する経費
補助対象事業・活動の内容	①実施主体は放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人又はその他の者であること ②保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の健全な育成を図るものであること ③鹿児島県放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱に準ずる事業であること
補助金額又は補助率	年間平均利用児童数　10～19人：700千円　20～35人：600千円　36～45人：400千円

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	C	B	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

平成２３年度より本補助金を設定し、放課後児童クラブの運営の一助となっている。新設クラブもあり、また今後増加していく中で、運営が順調に進むのに数年かかる。当面は現状のまま継続していく考えである。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・小規模児童クラブでは、市補助金を恒常的に支出する必要があるため、国や県が推奨する一定規模以上のクラブとなるよう誘導し、自助努力による運営ができるようにする必要がある。

補助金番号	13-2

放課後児童クラブ設立支援事業補助金

所管部課名	市民福祉部　子育て支援課	補助経過年数	１年以上５年以下
事務事業名	児童クラブ事業		
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱、放課後児童クラブ設立支援事業補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
200 千円	千円	千円	200 千円	

達成しようとする成果	設置箇所数：20箇所
補助対象者	市内で放課後児童健全育成事業を実施しようと計画している社会福祉法人又はその他の者
補助対象経費	備品及び消耗品等の購入にかかる経費、その他児童クラブ設立に市長が必要と認めた経費
補助対象事業・活動の内容	①実施主体は放課後児童健全育成事業を実施しようと計画している社会福祉法人又はその他の者であること ②地元運営委員会を設立していること ③次年度から放課後児童クラブの運営を行うか、または申請年度の年度途中から放課後児童クラブの運営を行うこと ④保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の健全な育成を図るものであること ⑤鹿児島県放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱に準ずる事業を行う計画であること
補助金額又は補助率	経費のうち10万円を上限とした額とし、ただし、経費が10万円に満たなかった場合は、かかった経費相当額とする。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	C	B	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

平成２０年度より本補助金を設定し、放課後児童クラブの開設を支援しており、今後も新設を促進する必要がある。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・１運営団体が２児童クラブをほぼ同じ場所で運営することと、１運営団体が増築等により児童クラブの規模拡大をすることとに、大差がなく、補助対象者や補助要件を整理する必要がある。

補助金番号	13-3

放課後児童クラブ活動支援事業補助金

所管部課名	市民福祉部　子育て支援課	補助経過年数	１年以上５年以下
事務事業名	児童クラブ事業		
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱、放課後児童クラブ活動支援事業補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
840 千円	千円	千円	840 千円	

達成しようとする成果	他校区からの受入箇所数：2箇所
補助対象者	市内で放課後児童健全育成事業を実施している社会福祉法人又はその他の者
補助対象経費	他校区受け入れ児童の送迎のための交通機関等利用にかかる経費、年間平均児童数が10人～19人の放課後児童クラブが民間施設等を借り上げる際の家賃
補助対象事業・活動の内容	①実施主体は放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人又はその他の者であり、放課後児童クラブ運営補助金に係る要件を満たしている者であること ②校区外児童受入事業を実施する場合、放課後児童クラブがない校区から4人以上の児童を受け入れ、当該児童クラブまでの送迎に交通機関等を利用していること ③校区外児童受入事業を実施する場合、道路運送法を順守すること
補助金額又は補助率	校区外児童受入事業　1～3ヶ月：5万円　4～6ヶ月：10万円　7～10ヶ月：15万円 11ヶ月以上：20万円　　家賃補助　利用月1ヶ月につき1万円

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	C	B	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

平成２０年度より本補助金を設定し、特殊事情を抱える放課後児童クラブの支援を行っており、当面は現状のまま継続していく考えである。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・小規模児童クラブの統合を見据え、制度の見直しを検討する必要がある。

事務事業番号	14

特別地域加算利用者負担額軽減等事務事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	市民福祉部　高齢・介護福祉課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	市民福祉部補助金等交付要綱及び特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金交付要領並びに甑島地域訪問介護利用促進事業補助金交付要領		
政策	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり	施策	高齢者福祉の充実
		小施策	介護者・要介護者への支援の充実
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト		
重点施策	高齢者や障害者（児）等を支える福祉のまちづくり		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	①甑島地域における介護保険の訪問介護・看護サービス利用者に対して付加される特別地域加算の個人負担分を助成している。 ②甑島地域の居宅介護サービス基盤整備不足を補うために利用者負担の一部を助成する。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	甑島在住の訪問介護・看護サービス提供者
手段（市がどのような活動をするか）	①特別地域加算の個人負担分について助成をする。 ②介護サービス個人負担額の４割を助成する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	①介護保険サービスの利用者負担の均衡に資するため。 ②既存訪問系サービスの利用促進を図るため。

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	1,692	1,649	1,700	1,700	1,700
財源内訳　国・県支出金					
財源内訳　その他					
財源内訳　一般財源	1,692	1,649	1,700	1,700	1,700
要員配置状況	4.60	4.60	4.60	4.60	4.60
職員	4.60	4.60	4.60	4.60	4.60
嘱託員					
臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由
①甑島地域における介護保険サービスの利用者負担の均衡のため
②甑島地域における居宅サービス基盤整備不足を補うため

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画
該当なし

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価
妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）
・本土と離島で利用できる居宅介護サービスに格差があるのはおかしい。メニューをいかに増やしていくかに注力すべきである。
・誘致や僻地・離島支援という観点から事業者の参入を促せないか、関係課と協議･検討する必要がある。
・国等の支援を受けることができないか、情報収集等に努力し、メニューを増やせるよう検討願いたい。
・川内航路や薗牟田瀬戸架橋などインフラの整備が進んでおり、インフラが整備されれば、サービスの質や提供できるサービスが違ってくる。今のうちから検討しておく必要がある。

補助金番号	14-1

特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金

所管部課名	市民福祉部　高齢・介護福祉課		補助経過年数	５年	
事務事業名	特別地域加算利用者負担額軽減等事務事業				
根拠法令	市民福祉部補助金等交付要綱及び特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金交付要領				
平成25年度予算額	500 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
		千円	千円	500 千円	
達成しようとする成果	利用人数				
補助対象者	甑島地域に所在し対象サービスを提供する事業所で，特別地域加算利用者負担額軽減事業を実施しようとする介護保険サービス提供事業所とする。				
補助対象経費	本市の介護保険被保険者に対象サービスを提供した際にかかる利用者負担額から，特別地域加算がないとした場合の利用者負担額を控除した額について交付する。ただし，薩摩川内市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱により軽減を受けている場合は，当該軽減相当額も併せて控除した額について交付する。				
補助対象事業・活動の内容	(1)　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第８条第２項に規定する訪問介護 (2)　法第８条第３項に規定する訪問入浴介護 (3)　法第８条第４項に規定する訪問看護 (4)　法第８条第１２項に規定する福祉用具貸与 (5)　法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護 (6)　法第８条の２第３項に規定する介護予防訪問入浴介護 (7)　法第８条の２第４項に規定する介護予防訪問看護 (8)　法第８条の２第１２項に規定する介護予防福祉用具貸与				
補助金額又は補助率	特別地域加算利用者負担額軽減事業補助金の額は，利用者から徴しなかった軽減相当額とする。				

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ｃ	Ａ	Ａ	Ａ
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**								
	上記方向の理由 地域間格差是正のため								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 現行のまま実施する。								

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**
	外部評価結果のまとめ ・特になし。

補助金番号	14-2

甑島地域訪問介護利用者促進事業補助金

所管部課名	市民福祉部　高齢・介護福祉課			補助経過年数	３年
事務事業名	特別地域加算利用者負担額軽減等事務事業				
根拠法令	市民福祉部補助金等交付要綱及び甑島地域訪問介護利用促進事業補助金交付要領				
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
	1,200 千円	千円	千円	1,200 千円	
達成しようとする成果	利用人数				
補助対象者	甑島地域に所在し対象サービスを提供する事業所で，甑島地域訪問介護利用促進事業を実施しようとする介護保険サービス提供事業所とする。				
補助対象経費	本市の介護保険被保険者に対象サービスを提供した際にかかる利用者負担額から，特別地域加算を控除した後の利用者負担額のうち１０分の４について交付する。ただし，薩摩川内市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱により軽減を受けている場合は，当該軽減相当額も併せて控除した額について交付する。				
補助対象事業・活動の内容	(1)　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第８条第２項に規定する訪問介護 (2)　法第８条第３項に規定する訪問入浴介護 (3)　法第８条第４項に規定する訪問看護 (4)　法第８条第５項に規定する訪問リハビリテーション (5)　法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護 (6)　法第８条の２第３項に規定する介護予防訪問入浴介護 (7)　法第８条の２第４項に規定する介護予防訪問看護 (8)　法第８条の２第５項に規定する介護予防訪問リハビリテーション				
補助金額又は補助率	甑島地域訪問介護利用促進事業補助金の額は，次条に定める額のうち利用者から徴しなかった軽減相当額とする。				

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ｂ	Ｂ	Ａ	Ａ	Ａ
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**								
	上記方向の理由 甑島地域における居宅サービス基盤整備不足を補うため								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 現行のまま実施する。								

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**
	外部評価結果のまとめ ・介護保険料統一に伴う不公平感払拭のための手段であることは理解するが、甑島地域の市民が本土地域と変わらないサービスを受けられるよう尽力すべきである。

事務事業番号	15

農業公社運営事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	農林水産部農政課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、農業公社運営事業補助金交付要領		
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	施策	農業の振興
		小施策	農業公社の機能の充実
一体化躍動プラン	交流活力創出（都市ブランド力向上）プロジェクト		
重点施策	農林畜産業及び水産業の振興と地産地消による農山漁村の活性化		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	農業公社の円滑な運営の確保を通して農業者の育成と労力の負担軽減を図る。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	公益社団法人 薩摩川内市農業公社
手段（市がどのような活動をするか）	負担金と補助金を支出する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	農業公社の運営の適正化及び地域農業等の改善 （農業公社の円滑な運営の確保を通じた農業者の育成と労力の軽減）

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	11,658	10,688	10,700	10,700	10,700
財源内訳 国・県支出金					
財源内訳 その他					
財源内訳 一般財源	11,658	10,688	10,700	10,700	10,700
要員配置状況	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
職員	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
嘱託員					
臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

別紙補助金等評価結果から総合的に判断した。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

なし

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・農業後継者は、農業のみならず学校や地域の役員など地域のマンパワーとして重要な役割を担っている。後継者育成や規模拡大、定年後の新規就農支援などの施策により、農業従事者が、農業で生計を立てられるよう尽力され、地域の重要なマンパワーが確保できるよう努められたい。

補助金番号	15-1

農業公社運営事業補助金

所管部課名	農林水産部 農政課			補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	農業公社運営事業					
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、農業公社運営補助金交付要領					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	6,200 千円	千円	千円	6,200 千円		
達成しようとする成果	農作業受委託作業、農地流動化、新規就農者研修					
補助対象者	公益社団法人 薩摩川内市農業公社					
補助対象経費	農業公社運営に関する経費					
補助対象事業・活動の内容	農業公社の運営 農作業受委託作業 研修事業 農地利用集積円滑化事業					
補助金額又は補助率	６，２００，０００円					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）									
主管課による評価結果									
視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）									
			適格性及び妥当性						
公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性	
A	A	A	A	A	C	A	A	A	
今後の改革の方向性 **現状のまま継続**									
上記方向の理由 農業公社の円滑な運営の確保を通じた農業者の育成及び労力の軽減を成果目標にしている。 農業公社理事会・総会で承認された事業計画に基づき定められた額の補助については、継続的に支援していきたい。									
改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 事業計画に基づき事業を実施しており、市としても計画・目標達成に向け、支援していきた									

外部評価（二次）	
行政改革推進委員会における評価結果	
今後の改革の方向性 **現状のまま継続**	
外部評価結果のまとめ ・補助経過年数が１０年を超えるが、薩摩川内市の農業を取り巻く環境を考慮すると補助を継続する必要がある。特に新規就農支援に力を入れ、県外からの受け入れを増やし、人口増となるような取組を進めて欲しい。 ・研修生募集の広報活動には、例えば、ＦＭさつませんだいなどメディアを活用するなど経費をかけない取組を望む。	

事務事業番号	16

農業環境保全事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	農林水産部農政課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等			
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	施策	農業の振興
		小施策	自然環境の保全及び公害対策
一体化躍動プラン			
重点施策			

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	農業分野において環境に配慮した取組者に対して活動支援を行う。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	環境保全型農業に取り組む農業者
手段（市がどのような活動をするか）	補助金を交付
意図（どのような目的で事業を行うか）	環境に配慮した農業の取組を行う。

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	128	232	650	650	650
財源内訳 国・県支出金	64	116	325	325	325
財源内訳 その他					
財源内訳 一般財源	64	116	325	325	325
要員配置状況	0.17	0.21	0.48	0.48	0.48
職員	0.17	0.21	0.48	0.48	0.48
嘱託員					
臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

本事業が継続する間は、活用したい。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・良い取組だと思うが、市の厳しい財政状況を考えると、市単独の事業として普及していくのは、かなり難しい。現実的な対応として、国の補助がある間だけ、市も付随する形で良いと思う。

補助金番号	16-1

農地・水・環境保全向上営農活動支援事業補助金

所管部課名	農林水産部農政課			補助経過年数	１年以上５年以下	
事務事業名	環境保全事業					
根拠法令	環境保全型農業直接支援対策実施要綱、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	650 千円	325 千円	千円	325 千円		
達成しようとする成果	・申請者数（人）を平成２７年度までに７人にする。 ・取組面積を平成２７年度までに１，６２５ａにする。					
補助対象者	環境保全型農業に取り組む農業者					
補助対象経費	生産費の一部					
補助対象事業・活動の内容	環境保全型農業に取組生産者に対して、面積に応じて補助金を交付する。					
補助金額又は補助率	４千円／10ａ					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）									
	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**								
	上記方向の理由 国庫事業であり、継続する間は、活用したい。								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし								

外部評価（二次）	
	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**
	外部評価結果のまとめ ・自主的な取組により、継続されることを望む。

事務事業番号	17

農産物流通・販売支援事業

［単位：千円、人］

１　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	農林水産部農政課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等			
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	施策	農業の振興
		小施策	農業経営の強化
一体化躍動プラン			
重点施策			

２　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	流通や販売の促進に必要な輸送支援、販売促進活動及びそれに係る経費の支援を行う。 ①　甑農産物地産地消促進補助金 ②　薩摩川内市農産物販売促進協議会負担金
対象（誰を、何を対象とする事業か）	①　３戸以上の生産者団体 ②　薩摩川内市農産物販売促進協議会
手段（市がどのような活動をするか）	①　補助金を交付 ②　負担金を交付
意図（どのような目的で事業を行うか）	①　甑農業振興 ②　産地維持

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	3,318	3,391	3,600	3,600	3,600
財源内訳　国・県支出金					
財源内訳　その他					
財源内訳　一般財源	3,318	3,391	3,600	3,600	3,600
要員配置状況	0.45	0.48	0.71	0.71	0.71
職員	0.45	0.48	0.71	0.71	0.71
嘱託員					
臨時職員等					

３　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（拡大）

上記方向の理由

事業見直しにより、更なる農業振興を図りたい。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

事業対象者、対象物の見直しにより幅広い農業振興が図る。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（拡大）

まとめ（補助金等評価を含む。）

・農家の高齢化が進んでおり、地域の若者にお願いしている現状がある。若い後継者や担い手農家が農業で生計を立てられるよう、当該事務事業と他の補助制度等を併せて活用しながら進めてほしい。また、ＪＡとも協力しながら進めてほしい。

・海外輸出しているきんかんについては、今後も販路拡大に努めてほしい。また、国内での消費拡大を図るため、食味向上や種をなくす等の品種改良にも取り組んでほしい。

・商品のＰＲとして、ＡＮＡのご当地プレーンの機内で試食をさせるなど、積極的な取組を期待する。

補助金番号	17-1

甑農産物地産地消促進補助金

所管部課名	農林水産部農政課			補助経過年数	１年以上５年以下	
事務事業名	農産物流通・販売支援事業					
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	800 千円	千円	千円	800 千円		
達成しようとする成果	・年間の申請者数（件）を３件にする。 ・年間の流通量を５０トンにする。					
補助対象者	生産者団体					
補助対象経費	甑から本土に農産物を出荷するためにかかる航送料					
補助対象事業・活動の内容	甑で生産された農産物を海上輸送により本土へ出荷する。					
補助金額又は補助率	農産物を出荷するために係る航送料全額					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ
	今後の改革の方向性 **見直しの上で継続（拡大）**								
	上記方向の理由 甑島の農業振興を図るためには、まだ多くの方に本事業を活用してもらう必要がある。								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 事業対象者を生産者団体のほか、新規就農者、担い手、認定農業者も加える。								

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **見直しの上で継続（拡大）**
	外部評価結果のまとめ ・甑島における新たな新規就農者の誕生に期待したい。

事務事業番号	18

畜産経営安定支援事業費

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	農林水産部　畜産課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱　及び各補助金交付要領		
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	施策	農業の振興
		小施策	畜産振興対策の推進
一体化躍動プラン			
重点施策			

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	概要	子牛預かり施設への運営費補助をはじめ各種農家支援に係る補助事業を実施することで、本市農業の基幹をなす畜産経営体（個人・法人）の経営効率化や所得向上等を促進し、足腰の強い畜産農家の育成を図るもの
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	畜産経営の個別経営体（個人・法人等）
	手段（市がどのような活動をするか）	各種補助事業により経営支援を行う。
	意図（どのような目的で事業を行うか）	足腰の強い畜産経営体の経営強化を図るため

経費及び指標の推移

項目		平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費		9,273	8,486	8,499	8,500	8,500
財源内訳	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	9,273	8,486	8,499	8,500	8,500
要員配置状況		0.80	0.80	0.80	0.80	0.80
職員		0.80	0.80	0.80	0.80	0.80
嘱託員						
臨時職員等						

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

当該事業は、足腰の強い畜産農家を育成・確保するとともに、永続的な畜産業の維持・発展を図る上からも重要な役割を果たしていることから、畜産情勢や事業実績（効果）を総合的に判断しながら見直しの余地も残しながら現状のまま継続したい。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・畜産は、薩摩川内市農業の基幹であり、支援していく必要がある。
・ブランド化など特異性を見出す努力を希望する。

補助金番号	18-1

子牛預かり施設管理事業運営補助金

所管部課名	農林水産部畜産課			補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	畜産経営安定支援事業費					
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱・子牛預かり施設管理事業運営補助金交付要領					
平成25年度予算額	2,350 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
		千円	千円	2,350 千円		
達成しようとする成果	繁殖用雌牛頭数を4,800頭にする。					
補助対象者	北さつま農協					
補助対象経費	子牛預かり施設に預託する子牛価格の安定と事故発生の損失軽減を図る事業に要する経費					
補助対象事業・活動の内容	子牛預かり施設に預託する子牛価格の安定と事故発生の損失軽減を図るための事業					
補助金額又は補助率	旧ＪＡさつま川内（入来キャトルセンター）　５，０００円／頭 旧ＪＡさつま（さつまキャトルセンター）　定額					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）									
	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ｃ	Ａ	Ａ	Ａ
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**								
	上記方向の理由 この施設は、肉用牛農家の規模拡大と高齢者の管理軽減を図る上で大変重要であり、ＪＡ・市町・農家の負担割合で実施する事業であり、本市の負担額が減額されると事業推進に影響を及ぼすため。								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画								

外部評価（二次）	
	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**
	外部評価結果のまとめ ・旧農協単位ごとに補助単価が異なるので、見直しの必要がある。

補助金番号	18-2

自給飼料増産対策水田活用モデル事業補助金

所管部課名	農林水産部畜産課	補助経過年数	1年以上5年以下
事務事業名	畜産経営安定支援事業費		
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、 自給飼料増産対策水田活用モデル事業補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
1,150 千円	千円	千円	1,150 千円	

達成しようとする成果	ＷＣＳ用稲（稲発酵粗飼料）作付け面積を200ｈａにする。
補助対象者	耕種農家（任意組合）
補助対象経費	自給飼料増産対策水田活用モデル事業は１ha以上の団地化によりWCS用稲の栽培に要する経費の一部
補助対象事業・活動の内容	水稲農家と畜産農家が連携してWCS用稲栽培の団地化に取り組むことで、粗飼料自給率の向上と水田の有効活用を図るための事業
補助金額又は補助率	1ヘクタール以上の団地化に対し、10アール当たり23,000円(上限230,000円) を耕種農家に交付する。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率(補助額)の妥当性	半永久的(固定的)な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	A	C	A	A

今後の改革の方向性

廃止

上記方向の理由

ＷＣＳ用稲の栽培面積が大きく増加し、今後も増加が見込まれることから、粗飼料増産対策のモデル事業として一定の効果が得られたため

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

なし

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

廃止

外部評価結果のまとめ

・特になし。

補助金番号	18-3

薩摩川内市特別農協有牛導入等事業利子補給金

所管部課名	農林水産部畜産課			補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	畜産経営安定支援事業費					
根拠法令	薩摩川内市特別農協有牛導入等事業利子補給金交付規則					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	2,890 千円	千円	千円	2,890 千円		
達成しようとする成果	繁殖用雌牛頭数を4,800頭にする。					
補助対象者	北さつま農業協同組合					
補助対象経費	特別農協有牛導入等事業の利子補給金					
補助対象事業・活動の内容	本市に住所を有する畜産農家を対象に特別農協有牛導入等事業を行う農業協同組合に対し，予算の範囲内において利子補給金を交付するための事業					
補助金額又は補助率	利子補給率は，年2.0パーセント以内					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ｂ	Ａ	Ａ	Ａ
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**								
	上記方向の理由 平成25年3月1日貸付分より利子補給率を従来の２％から1%に削減、規則改正済みのため、貸付利率の変更が無い限りこのまま継続								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 なし								

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**
	外部評価結果のまとめ ・特になし。

補助金番号	18-4

こしき地域生産農家支援事業補助金

所管部課名	農林水産部畜産課			補助経過年数	1年以上5年以下	
事務事業名	畜産経営安定支援事業費					
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、こしき地域生産農家支援事業補助金交付要領					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	1,600 千円	千円	千円	1,600 千円		
達成しようとする成果	繁殖用雌牛頭数を250頭にする。 子牛せり市平均価格を薩摩中央家畜市場平均にする。					
補助対象者	甑島地域肉用牛振興会					
補助対象経費	優良牛導入（雌牛更新）、子牛預かり施設航送料、子牛別飼施設整備(H23のみ)					
補助対象事業・活動の内容	甑地域における肉用牛経営の課題を解決し、肉用牛農家の経営安定と畜産振興を推進するための事業。					
補助金額又は補助率	・優良雌牛導入補助：　１頭につき5万円 ・子牛預かり施設航送料：実費相当額（４０００円-国庫補助金）					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
	公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
				行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	A	A	A	A	A	C	A	A	A

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（補助内容の改善）

上記方向の理由

子牛預かり施設航送料については継続することとし、優良雌牛導入補助については子牛セリ市価格の推移を見守りながら随時見直しを検討するため。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

・優良雌牛導入補助内容の検討を行う。
・農林水産部関係補助金見直し期間（３年）にあわせて検討を行う。

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **見直しの上で継続（補助内容の改善）**
	外部評価結果のまとめ ・海洋深層水で育った牛などブランド化の研究をして欲しい。

事務事業番号	19

水産振興事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	農林水産部　林務水産課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、養鰻振興事業補助金交付要領、内水面資源回復事業補助金交付要領、川内川漁業協同組合放流事業補助金交付要領、豊かな海づくり広域連携事業補助金交付要領、水産物消費拡大事業補助金交付要領、薩摩川内市甑島水産観光促進補助金に関する条例		
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	施策	水産業の振興
		小施策	つくり育てる漁業の推進
一体化躍動プラン	交流活力創出（都市ブランド力向上）プロジェクト		
重点施策	農林畜産業及び水産業の振興と地産地消による農山漁村の活性化		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	水産物の資源保護や消費拡大等に向けた取り組みを行う各団体への補助を行う。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	①養鰻業の振興に必要と認められる経費　②内水面漁業の振興に必要と認められる経費　③川内川漁業の振興に必要と認められる経費　④水産加工６次産業化のための商品開発及び販路拡大に要する経費　⑤豊かな海づくり広域連携の放流事業に必要と認められる経費　⑥川内・甑近海で漁獲される水産物の拡販宣伝にかかる経費　⑦水産業の用に供するための機具等の購入や水産業等の用に供するための資材及び船舶の建造又は購入並びに機器等の購入　⑧水産加工センター等、関連施設の維持管理に要する経費　⑨魚礁調査に要する経費
手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	水産物の消費拡大や水産資源の資源保護等、多様な施策を展開することで、水産業者の意識高揚や所得の向上など総合的な水産業振興が図られる。

経費及び指標の推移

項目		平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費		52,014	18,982	21,044	12,253	12,253
財源内訳	国・県支出金	8,006	3,920	0	0	0
	その他					
	一般財源	44,008	15,062	21,044	12,253	12,253
要員配置状況		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
職員		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
嘱託員						
臨時職員等						

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

事業実施に伴う効果（漁獲量の推移等）の検証を今後も行っていきたい。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・教育委員会や商工振興課、観光・シティセールス課など庁内で緊密に連携をとって、事業を進めて欲しい。

補助金番号	19-1

養鰻振興事業補助金

所管部課名	林務水産課			補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	水産振興事業					
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、養鰻振興事業補助金交付要領					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	180 千円	千円	千円	180 千円		
達成しようとする成果	養鰻価格の安定 薩摩川内産ウナギとしてのブランド化					
補助対象者	川内地区養鰻業振興協議会					
補助対象経費	・養鰻業の振興に必要な経費　・協議会の運営に必要な経費					
補助対象事業・活動の内容	・消費販路拡大　・後継者対策　・資源回復					
補助金額又は補助率	予算で定める額					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ｂ	Ａ	Ａ	Ｂ	Ａ
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**								
	上記方向の理由 シラスウナギの採補量減少やウナギ価格の上昇等に伴い、厳しい現状にある養鰻業の浮揚（経営改善、薩摩川内産ウナギのブランド化等）を後押しするためにも、当面、補助は必要と思われる。								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 なし								

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**
	外部評価結果のまとめ ・特になし。

補助金番号	19-2

内水面資源回復事業補助金

所管部課名	農林水産部　林務水産課			補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	水産振興事業					
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、内水面資源回復事業補助金交付要領					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	1,300 千円	千円	千円	1,300 千円		
達成しようとする成果	放流魚種と放流数量（尾数及び重さ） 漁獲量					
補助対象者	川内市内水面漁業協同組合					
補助対象経費	内水面漁業の振興に必要と認められる経費					
補助対象事業・活動の内容	資源放流					
補助金額又は補助率	予算で定める額					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	Ａ	Ｂ	Ａ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ａ	Ｂ	Ａ
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**								
	上記方向の理由 放流覚書による負担（補助）のため、今後も継続したい。								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 なし								

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**
	外部評価結果のまとめ ・昭和５９年から補助額が見直されていない。金額を含めた見直しの時期にあると思われる。

補助金番号	19-3

川内川漁業協同組合放流事業補助金

所管部課名	農林水産部　林務水産課			補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	水産振興事業					
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、川内川漁業協同組合放流事業補助金交付要領					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	120 千円	千円	千円	120 千円		
達成しようとする成果	放流魚種と放流数量 漁獲量					
補助対象者	川内川漁業協同組合					
補助対象経費	川内川漁業の振興に必要と認められる経費					
補助対象事業・活動の内容	資源放流					
補助金額又は補助率	予算で定める額					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	Ａ	Ｂ	Ａ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ａ	Ａ	Ｂ
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**								
	上記方向の理由 河川の資源維持を図る上で、放流は重要な事業であり、今後も本制度を継続させる必要があると思われる。								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 なし								

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**
	外部評価結果のまとめ ・特になし。

補助金番号	19-4

水産加工６次産業化事業補助金

所管部課名	農林水産部　林務水産課	補助経過年数	１年以上５年以下
事務事業名	水産振興事業		
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、甑島水産加工事業補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
170 千円	千円	千円	170 千円	

達成しようとする成果	販路拡大、市場調査、商品開発
	加工品の販売実績
補助対象者	甑島漁業協同組合
補助対象経費	商品開発及び販路拡大等必要と認められる経費
補助対象事業・活動の内容	甑島漁業協同組合の新たに取組む水産加工６次産業化のための市場調査及び販路拡大等のための調査・研究
補助金額又は補助率	甑島漁業協同組合：５０％

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	A	A	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

甑島地域の基幹産業である水産業の経営安定は、甑島地域の産業振興の観点から重要であり、本事業への補助を行うことで、円滑な事業実施が図られ、漁家所得の維持・向上にも寄与するものと思われる。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

なし

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・ある一定期間内の到達基準を設け、事業の進捗や補助金の見直しができるようにしてほしい。

・魚食普及に係る教育委員会との連携や６次産業化に係る商工振興課や観光・シティセールス課との連携など庁内の緊密な連携によって、外部との６次産業化の取組を進めてほしい。

補助金番号	19-5

豊かな海づくり広域連携事業補助金

所管部課名	農林水産部　林務水産課			補助経過年数	６年以上１０年以下
事務事業名	水産振興事業				
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、豊かな海づくり広域連携事業補助金交付要領				
平成25年度予算額	1,939 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
		千円	千円	1,939 千円	
達成しようとする成果	水揚高、出荷高 混獲率調査（県水産技術開発センター）				
補助対象者	川内市漁業協同組合、甑島漁業協同組合				
補助対象経費	放流用種苗購入費				
補助対象事業・活動の内容	水産資源の維持・増大の推進を図るため、鹿児島県栽培漁業協会からマダイ・ヒラメの稚魚を購入し、それぞれの地先に放流する。				
補助金額又は補助率	川内市漁業協同組合：５０％　　甑島漁業協同組合：７０％				

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	Ａ	Ａ	Ｂ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**								
	上記方向の理由 本市の重要な魚種（タイ類、ヒラメ）の資源保護上、毎年実施している本事業への補助を行うことで、円滑な事業実施が図られ、漁家所得の維持・向上にも寄与するものと思われる。								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 なし								

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**
	外部評価結果のまとめ ・特になし。

補助金番号	19-6

水産物消費拡大事業補助金

所管部課名	農林水産部　林務水産課	補助経過年数	６年以上１０年以下
事務事業名	水産振興事業		
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、水産物消費拡大事業補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
4,900 千円	千円	千円	3,400 千円	

達成しようとする成果	事業開催回数及び来場者数 魚食普及に関する取組「捌き方教室」
補助対象者	川内・甑島とれたて市実行委員会
補助対象経費	川内・甑近海で漁獲される水産物の拡販宣伝にかかる経費
補助対象事業・活動の内容	川内・甑近海で漁獲される魚介類を広く市内外に周知すること、地産地消及び魚食普及に努め水産業の振興を図る。本年度のみ簡易加工機器として、冷凍ストッカー及び真空包装機を整備する。
補助金額又は補助率	予算で定める額

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	A	A	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

魚食普及及び地産地消等からも継続は必要と考え、川内・甑島両漁業協同組合の一体感での産業振興及び本市水産業発展の観点から見ても事業の継続は必要不可欠と考える。また、漁家所得の維持・向上にも寄与するものと思われる。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

なし

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・国庫補助が終了して市補助金が増えている状況なので、イベントとして独り立ちできるように導いてほしい。
・魚食普及に関しては、ラジオ等を活用するなど、もっと広報に力を入れてほしい。

補助金番号	19-7

甑島水産観光促進補助金

所管部課名	農林水産部　林務水産課			補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	水産振興事業					
根拠法令	薩摩川内市甑島水産観光促進補助金に関する条例					
補助経過年数	６年以上１０年以下					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	1,000 千円	千円	千円	1,000 千円		
達成しようとする成果	申請件数					
補助対象者	甑島地域の水産団体、漁業者（甑島に住所を有し年齢が65歳以下）					
補助対象経費	水産業の用に供するための必要と認められる経費					
補助対象事業・活動の内容	漁船建造や機関換装及び機械器具等の購入					
補助金額又は補助率	予算の定める額					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	B	B	B	B	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

離島であるハンディ等を考えたときに支援は必要であると考える。また、水産業の担い手育成や新規就労者の確保といった政策的な戦略からみても事業の継続は必要であると思われる。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

なし

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（補助内容の改善）

外部評価結果のまとめ

・事業費１千万円以上が対象であるが、水産業としては高すぎる。また、観光・シティセールス課と同じ条例を使っているので、補助要綱等の見直しが必要である。

事務事業番号	20

土地改良区運営補助金事務事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	農林水産部 耕地課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	農林水産部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市土地改良区補助金交付要領、小野土地改良区補助金交付要領		
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	施策	農業の振興
		小施策	農業・農村基盤整備の推進
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト		
重点施策	地域資源を大切にし，ふるさとに誇りを持てるまちづくり		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	農道、水路等の維持修繕に係る農家負担の軽減を図り、農業・農村の維持・保全を図るもの
対象（誰を、何を対象とする事業か）	薩摩川内市土地改良区及び小野土地改良区
手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	各土地改良区内の農業用道路、農業用排水施設等の維持管理に係る農家負担の軽減を図る。

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	20,206	18,901	18,901	18,901	18,901
財源内訳 国・県支出金					
財源内訳 その他					
財源内訳 一般財源	20,206	18,901	18,901	18,901	18,901
要員配置状況	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
職員	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
嘱託員					
臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

農業生産基盤及び農村生活環境の整備・保全を行うことで、優良農地の確保・保全にもつながるので、今後も継続していく必要がある。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

なし

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：□高い　■低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（縮小）

まとめ（補助金等評価を含む。）

・繰越金の肥大が年々進んでいる。合併時の経緯や年度当初の資金不足については、ある程度理解できる部分もあるが、見直しの時期にきている。

・役員や職員の人件費については、職責や事務量により単価の見直しなど精査する必要がある。また、補助金に頼らず、自助努力により支出されたい。

補助金番号	20-1

小野土地改良区運営補助金事務事業

所管部課名	農林水産部 耕地課	補助経過年数	１１年以上１５年以下
事務事業名	土地改良区運営補助金事務事業		
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、小野土地改良区補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
51 千円	千円	千円	51 千円	

達成しようとする成果	・農地・水路等の適切な維持修繕の実施等を通じた農業・農村の維持保全 ・土地改良区の経営の安定化の状況
補助対象者	樋脇町小野土地改良区
補助対象経費	維持管理経費
補助対象事業・活動の内容	小野土地改良区の運営、農業用排水施設、農業用道路の維持管理・保全等の実施
補助金額又は補助率	５１千円

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	B	A	A	B	B	B	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

樋脇町市比野温泉街を通っている小野土地改良区が維持管理している用水路に生活雑排水が流入して、水質の汚濁・悪臭が発生するので、環境悪化を改善するために用水路の通水を年間を通して、実施して環境美化の推進を図っている。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

水質汚濁・悪臭防止のため年間を通して通水を行っており、現状のまま継続したい。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・特になし。

平成25年度	20-2

薩摩川内市土地改良区運営補助金事務事業

所管部課名	農林水産部 耕地課	補助経過年数	２１年以上
事務事業名	土地改良区運営補助金事務事業		
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市土地改良区補助金交付要領		
補助経過年数	２１年以上		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
18,850 千円	千円	千円	18,850 千円	

	指標名	目標値	目標年度
達成しようとする成果	・農地・水路等の適切な維持修繕の実施等を通じた農業・農村の維持保全 ・土地改良区の経営の安定化の状況		

補助対象者	薩摩川内市土地改良区
補助対象経費	運営費・事業費
補助対象事業・活動の内容	薩摩川内市土地改良区の運営、農業用排水施設、農業用道路の維持管理・保全等の実施
補助金額又は補助率	１８，８５０千円

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	B	A	B	C	B	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

組合員の高齢化、後継者不足等により組合員は減少しており、維持管理活動が困難な状況であるが継続して実施されている。

自主財源の確保のため、土地改良賦課金の単価改定等の検討しなければならないが、単価改定（値上）に伴い、多くの組合員の組合脱退も想定されるので、当分の間行政としても一定の支援を行うことは必要である。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

農家負担の軽減を図る観点から現状のまま継続したい。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（縮小）

外部評価結果のまとめ

・原材料費及び工事請負費については、市補助金で約９割を補填している。また、役員報酬や職員人件費に補助金を支出することが妥当であるか精査が必要である。補助金の使用については、適正な項目への支出に努められたい。

・人件費については、補助金に頼らず、自助努力により支出されたい。

事務事業番号	21

中小企業経営安定事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	商工観光部　商工振興課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市補助金要綱		
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	施策	商工業の振興
		小施策	既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進
一体化躍動プラン			
重点施策			

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	補助金を支出し、市内の中小企業者の経営安定や負担軽減を図り、中小企業の経営体質の強化や人材育成等を図るもの。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	市内の中小企業者
手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	市内の中小企業者の経営安定や負担軽減を図り、中小企業の経営体質の強化や人材育成等を図る。

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	86,847	89,778	125,200	120,000	120,000
財源内訳　国・県支出金					
財源内訳　その他					
財源内訳　一般財源	86,847	89,778	125,200	120,000	120,000
要員配置状況	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34
職員	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34
嘱託員					
臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（縮小）

上記方向の理由

別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

景気の動向を注視していく。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（縮小）

まとめ（補助金等評価を含む。）

・市の経済状況を鑑みると必要不可欠な事業であると思われる。

・補助金支出後の追跡調査をしっかりとしてほしい。

補助金番号	21-1

中小企業元気づくり補助金

所管部課名	商工観光部 商工振興課		補助経過年数	１年以上５年以下	
事務事業名	中小企業経営安定事業				
根拠法令	薩摩川内市中小企業元気づくり補助金交付要綱				
平成25年度予算額	2,000 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
		千円	千円	2,000 千円	
達成しようとする成果	利用実績を１５件にする。				
補助対象者	市内で事業を営んでいる中小企業者				
補助対象経費	①社員研修経費 ②製品宣伝活動経費 ③研究開発経費 ④知的財産権申請経費				
補助対象事業・活動の内容	社員研修、製品宣伝活動費、研究開発、知的財産権申請を行った場合、実績額に応じて補助金を交付する。				
補助金額又は補助率	補助対象経費の１／２とし、各経費種類の限度額の範囲内とする。 ①社員研修経費10万円 ②製品宣伝活動経費30万円 ③研究開発経費 50万円 ④知的財産権申請経費70万円				

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	C	A	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

中小企業育成や地域成長戦略分野の事業推進に繋がるため。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・補助金支出後の追跡調査をしっかりとしてほしい。

補助金番号	21-2

緊急保証制度保証料補助金

所管部課名	商工観光部　商工振興課	補助経過年数	１年以上５年以下
事務事業名	中小企業経営安定事業		
根拠法令	薩摩川内市緊急保証制度保証料補助金交付要綱		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
4,000 千円	千円	千円	4,000 千円	

達成しようとする成果	利用実績
補助対象者	市内て事業を営む特定中小企業者
補助対象経費	緊急保証制度を利用した融資額５００万円までの保証料
補助対象事業・活動の内容	緊急保証制度を利用した融資額５００万円までの保証料について補助。 （１００円未満切り捨て）
補助金額又は補助率	緊急保証制度を利用した融資額５００万円までの保証料について補助。 （１００円未満切り捨て）

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	C	A	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

地方経済が回復していないことや、川内原子力発電所１、２号機運転停止の影響が出ているため。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・補助金支出後の追跡調査をしっかりとしてほしい。

補助金番号	21-3

中小企業対策利子補助金

所管部課名	商工観光部 商工振興課			補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	中小企業経営安定事業					
根拠法令	薩摩川内市中小企業対策利子補助金交付要綱					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	109,000 千円	千円	千円	109,000 千円		
達成しようとする成果	利用実績					
補助対象者	市内で事業を営んでいる中小企業者					
補助対象経費	・日本政策金融公庫（①普通貸付 ②小規模事業者経営改善資金 ③新創業融資制度） ・県中小企業融資制度 （①中小企業振興資金 ②小規模企業活力応援資金 ③特別小口資金 ④地球温暖化対策資金 ⑤かごしま産業おこし資金 ⑥観光かごしまよかとこ資金					
補助対象事業・活動の内容	市内で６ヶ月以上継続して事業を営む中小企業者が、商工会議所や商工会から斡旋を受け、補助対象資金を借り入れた場合の利子について補助を行う。					
補助金額又は補助率	対象資金の融資額１，０００万円までの利子（１００円未満切り捨て）					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	C	A	A	A

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（縮小）

上記方向の理由

リーマンショック以降、経済対策として補助率（３０％→１００％）や融資限度額の見直しを行っているため、景気回復が見込まれる場合は、見直す必要がある。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（縮小）

外部評価結果のまとめ

・補助率見直しについては、景気回復の見極めを丁寧にしてほしい。
・補助金支出後の追跡調査をしっかりとしてほしい。

事務事業番号	22

中心市街地活性化事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	商工観光部　商工振興課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市補助金要綱		
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	施策	商工業の振興
		小施策	商工業団体への支援の充実，市街地活性化及び地域商店街の経営基盤の強化
一体化躍動プラン			
重点施策			

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	中心市街地商店街で空き店舗対策や不足する業種の誘致等を行い、 衰退する中心商店街の活性化や賑わいの創出を図る。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	㈱まちづくり薩摩川内が定期借家権を活用して借り上げた空き店舗に、テナントとして出店する事業者。
手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	中心市街地商店街で空き店舗対策や不足する業種の誘致等を行い、 衰退する中心商店街の活性化や賑わいの創出を図る。

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	25,068	23,941	26,207	26,207	26,207
財源内訳　国・県支出金					
財源内訳　その他					
財源内訳　一般財源	25,068	23,941	26,207	26,207	26,207
要員配置状況		0.09	0.09	0.09	0.09
職員		0.09	0.09	0.09	0.09
嘱託員					
臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

別紙、各補助金等評価結果から総合的に判断した。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・空き店舗オーナーの高齢化が進む中、商店街では若手メンバーによる青年部が発足したり、若い世代の経営者が開業するなど、ある種の世代交代が進んでおり、プラス材料もあるので、具体的に何かと結びつける方策を検討してほしい。

・観光資源の発掘や商品開発などを県外の大学生に提言してもらうなどの中心市街地の若いオーナーの刺激になるソフト事業を考えてほしい。

・富山市の事例のように、交通手段を持たない高齢者を中心市街地に住まわせることで、活性化に繋げようとするなど、高齢者福祉というアプローチからも街づくりを考えることができる。市役所福祉部門など横の連携により、検討を進めてほしい。

・まちづくり薩摩川内は、ＦＭさつませんだいを抱えており、今後の広報など事業展開においては大きなインセンティブがある。積極的な広報に努めてほしい。

補助金番号	22-1

中心市街地テナントミックス支援事業補助金

所管部課名	商工観光部 商工振興課			補助経過年数	１年以上５年以下	
事務事業名	中心市街地活性化事業					
根拠法令	薩摩川内市中心市街地テナントミックス支援事業補助金交付要領					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	9,983 千円	千円	千円	9,983 千円		
達成しようとする成果	家賃補助の件数を平成27年度までに10件にする。					
補助対象者	中心市街地管内の空き店舗に出店する事業者					
補助対象経費	①㈱まちづくり薩摩川内が定期借家として借り上げた空き店舗の家賃 ②活動費、貸事務所等に係る初期投資費用					
補助対象事業・活動の内容	㈱まちづくり薩摩川内が定期借家として借り上げた空き店舗の家賃					
補助金額又は補助率	①家賃：定期借家のうち３分の２の家賃 ②活動経費：予算の範囲内					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）									
	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ｃ	Ａ	Ａ	Ａ
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**								
	上記方向の理由 平成２４年度から「空き店舗改装費補助」から「テナントミックス支援事業補助（家賃補助等）に制度を見直していることや、家賃補助期間が３年であるため継続していきたい。								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし。								

外部評価（二次）	
	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**
	外部評価結果のまとめ ・経営指導についても、中心市街地テナントミックス支援事業の中で取組んでいただき、若い新規出店者が経営を継続していけるよう、商工会議所等と連携して進めてほしい。

事務事業番号	23

企業誘致事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	商工観光部　企業・港振興課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	企業立地促進条例（H25～企業立地支援条例）		
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	施策	商工業の振興
		小施策	雇用・就業環境の充実
一体化躍動プラン			
重点施策	企業誘致の促進、工業団地の整備及び付加価値の高い地場産業振興による雇用の確保		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	県内外の企業を訪問し、本市の企業立地優遇制度の紹介及び企業動向の情報収集を実施するとともに立地の可能性がある企業との交渉を実施 市内企業の業況及び雇用状況把握のための企業訪問を実施し、増設等の事業規模拡大の支援を実施
対象（誰を、何を対象とする事業か）	市内外企業
手段（市がどのような活動をするか）	企業訪問により、企業動向の情報収集及び意見交換を実施し、立地に向けた交渉及び立地に対する支援を行なう。
意図（どのような目的で事業を行うか）	企業立地による地域産業の振興と新たな雇用の創出を促進する。

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	27,912	45,488	41,212	57,193	57,193
財源内訳　国・県支出金					
財源内訳　その他					
財源内訳　一般財源	27,912	45,488	41,212	57,193	57,193
要員配置状況	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
職員	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
嘱託員					
臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（拡大）

上記方向の理由

県内外からの新規立地に注力していくが、併せて、既存企業の増設や事業規模拡大の推進と支援を実施する必要があることから、事業を拡大すべきである。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

市内企業及び関係団体による「（仮）薩摩川内市企業連携協議会」の設置を予定している。

異業種企業による技術交流やビジネスマッチングをサポートし、産業技術及び企業収益の向上を目指す。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（拡大）

まとめ（補助金等評価を含む。）

・大きな企業は難しいと思うが、小さな企業をたくさん誘致して欲しい。中心市街地における空き店舗の問題と連携した取組を期待する。

・富士通の跡をクラウドデータセンターとして利用できないか。データセンターも多少の雇用が生まれるので、視野に入れて進めてほしい。

・高齢者をターゲットにした企業とのマッチングや中心市街地活性化と連携した誘致活動を期待する。

補助金番号	23-1

企業立地支援補助金

所管部課名	商工観光部　企業・港振興課			補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	企業誘致事業					
根拠法令	企業立地促進条例（H25～企業立地支援条例）					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	33,940 千円	千円	千円	33,940 千円		
達成しようとする成果	投下固定資産総額、新規市内雇用者数					
補助対象者	立地事業者					
補助対象経費	用地取得費、施設設備費、賃借費、通信費、新規雇用費					
補助対象事業・活動の内容	市内に工業生産施設等を新設、増設又は移転のために必要な施設用地、施設設備の取得に要した経費及び施設用地、建物の賃借に要した経費等の一部を補助する。					
補助金額又は補助率	用地取得費：5/10～3/10、施設設備費：10/100～5/100、賃借費：5/10～3/10、通信費：5/10～3/10、新規雇用：30万円/人（障がい者：40万円/人）					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**								
	上記方向の理由 平成25年4月から新たな企業立地支援制度をスタートしたことから、当面は企業立地状況や補助の効果を確認したい。 また、今後の経済状況よっては、見直しも必要と考えており、時勢に合致する制度となるよう努めて参りたい。								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし。								

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**
	外部評価結果のまとめ ・特になし。

事務事業番号	24

甑島航路支援事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	商工観光部　企業・港振興課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	商工観光部関係補助金等交付要綱		
政策	都市力を創出するまちづくり	施策	道路・交通ネットワークの整備
		小施策	交通サービスの強化
一体化躍動プラン	都市力創出プロジェクト		
重点施策	社会基盤の整備による利便性の高い都市づくり		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	①甑島商船㈱が、フェリーニューこしきのドック期間中に貨物船を傭船して日常物資を輸送する事業に補助金を交付し、甑島地域の住民の生活の安定及び産業の振興を図るもの ②甑島航路においては、本土バス路線等に比べて運賃が割高となっており、甑島島民の交通費負担を軽減するため、国の「地域公共交通確保維持改善事業」に基づき、甑島航路確保維持改善協議会（国、県、市、運航事業者、住民代表で構成）により運賃の割引率を決定し、甑島島民限定で割引するもの
対象（誰を、何を対象とする事業か）	①甑島商船㈱ ②甑島に住民登録のある市民
手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	①フェリーのドック期間中に貨物船を傭船し、日常生活物資等の円滑な輸送を行い、甑島島民の生活の安定を図るため ②甑島島民の交通費負担の軽減

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	3,200	3,825	4,600	5,400	6,300
財源内訳　国・県支出金					
財源内訳　その他					
財源内訳　一般財源	3,200	3,825	4,600	5,400	6,300
要員配置状況	0.02	0.11	0.11	0.11	0.11
職員	0.02	0.11	0.11	0.11	0.11
嘱託員					
臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（拡大）

上記方向の理由

①本事業を実施しなければ、甑島への輸送手段がなくなり、甑島島民の生活安定及び産業の振興を図ることができないことから、現状のまま継続したい。

②本土と甑島とを結ぶ唯一の航路であり、本土バス路線等と比較すると、甑島航路の運賃は、現行の割引率を適用しても割高であり、甑島島民の交通費負担軽減のためには更なる拡充が必要である。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

①国庫補助航路におけるフェリードック時の代船への補助対象船種の拡充について、国・県に要望する。

②「高速船 甑島」の就航に併せて、甑島航路確保維持改善協議会へ割引率拡充を提案する予定である。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（拡大）

まとめ（補助金等評価を含む。）

・甑島に住民登録がある市民の生活を守り、負担を軽減することは、離島を抱える自治体の宿命であり、本土の市民を含めた全市民が等しく生活できるよう努めていく必要がある。

補助金番号	24-1

甑島航路フェリー代船事業補助金

所管部課名	商工観光部　企業・港振興課	補助経過年数	１年以上５年以下
事務事業名	甑島航路支援事業		
根拠法令	商工観光部関係補助金等交付要綱		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
3,200 千円	千円	千円	3,200 千円	

達成しようとする成果	貨物輸送（個数）、貨物輸送（トン数）
補助対象者	甑島商船㈱
補助対象経費	フェリー代船に係る貨物船の借上げ及び運航に係る経費、荷役作業に係る経費、その他事業の実施に当たり必要と認められる経費
補助対象事業・活動の内容	甑島航路のフェリーニューこしきは、船舶安全法の規定に基づく船舶検査が義務付けられており、例年２月上旬から２週間程度、ドックに入渠する。フェリーのドック期間は、甑島島民へ日常生活物資等を円滑に輸送し、甑島島民の生活安定及び産業の振興を図るため、貨物船の傭船が必要不可欠となる。貨物船の傭船時は、傭船料及び荷役作業に係る経費が貨物売上を上回り欠損が見込まれることから、甑島商船㈱へ補助金を交付して本事業を実施する。なお、本事業は、甑島島民への生活物資の輸送を行う事業であるが、貨物船の発着場所となるいちき串木野市とも協議が行われ、持株割合（４：１）により両市で負担している。
補助金額又は補助率	予算の範囲内　３，２００，０００円（平成２４年度実績）

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	B	A	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

本事業を実施しなければ、甑島への輸送手段がなくなり、甑島島民の生活安定及び産業の振興を図ることができないことから、現状のまま継続したい。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

国庫補助航路におけるフェリードック時の代船への補助対象船種の拡充について、国・県に要望する。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・フェリーのドック期間中の代船補助について、同様のフェリーであれば国庫補助の対象で、貨物船なら地元自治体の負担というのは、制度として納得いかない部分がある。防災や安全保障の観点から国の責任において対処すべきとのスタンスで、国とのさらなる折衝を図られたい。

・いちき串木野市との負担割合については、適切なものとなるよう検討されたい。

補助金番号	24-2

甑島航路甑島発運賃割引補助金

所管部課名	商工観光部　企業・港振興課			補助経過年数	１年以上５年以下	
事務事業名	甑島航路支援事業					
根拠法令	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路運営費等補助)					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	1,400 千円	千円	千円	1,400 千円		
達成しようとする成果	利用者数を平成27年度までに55,000人にする。(平成24年度実績から目標値を設定した)					
補助対象者	甑島商船㈱					
補助対象経費	甑島航路運賃の地域公共交通確保維持改善事業に基づく割引単価					
補助対象事業・活動の内容	甑島航路においては、本土バス路線等に比べて運賃が割高となっており、甑島島民の交通費負担を軽減するため、国の「地域公共交通確保維持改善事業」に基づき、甑島航路確保維持改善協議会（国、県、市、運航事業者、住民代表で構成）により運賃の割引率を決定し、甑島島民限定で割引するもの。 割引率:復路2割引(島発往復切符購入時) 補助割合:国=1/2、県=1/4、市=1/4					
補助金額又は補助率	予算の範囲内					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率(補助額)の妥当性	半永久的(固定的)な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	A	A	A	A

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（拡大）

上記方向の理由

本土バス路線等と比較すると、甑島航路の運賃は、現行の割引率を適用しても割高であり、甑島島民の交通費負担軽減のためには更なる拡充が必要である。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

「高速船 甑島」の就航に併せて、甑島航路確保維持改善協議会へ割引率拡充を提案する予定である。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（拡大）

外部評価結果のまとめ

・特になし。

事務事業番号	25

ツーリズム事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	商工観光部観光・シティセールス課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等			
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	施策	観光の振興
		小施策	観光資源の複合的な活用
一体化躍動プラン	—		
重点施策	—		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	本市観光振興基本構想の柱である[地域との様々な人的交流]を最重要課題ととらえ、「グリーン・ツーリズム」や「甑島ブルー・ツーリズム」による体験滞在型観光の推進に取り組む。 ・修学旅行体験学習受入 ・プロモーション活動（関東・関西・福岡） ・旅行エージェント向けPR用　パンフレット作成 ・農家漁家体験の受付・販売（エージェント）システムの構築
対象（誰を、何を対象とする事業か）	市民・観光客など（修学旅行生含む）
手段（市がどのような活動をするか）	体験農家登録の推進、体験プログラムの構築
意図（どのような目的で事業を行うか）	ツーリズム事業を推進し、教育旅行や個人旅行の受入を高め、観光交流人口の増加を図る。

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	2,544	1,298	2,020	1,400	1,400
財源内訳　国・県支出金					
財源内訳　その他					
財源内訳　一般財源	2,544	1,298	2,020	1,400	1,400
要員配置状況	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
職員	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
嘱託員					
臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（移管）

上記方向の理由

協議会員の増大など受入拡充を行ない、将来的に受入体制を観光物産協会へ移管していく方向で進めたい。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（移管）

まとめ（補助金等評価を含む。）

・業務内容や県のツーリズム受付窓口が民間のＮＰＯ法人であることから、民間による運営の方が良いと思われる。早めに移管されたい。

補助金番号	25-1

甑島ブルー・ツーリズム推進協議会運営補助金

所管部課名	商工観光部観光・シティセールス課	補助経過年数	１年以上５年以下
事務事業名	ツーリズム事業		
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱、甑島ブルー・ツーリズム推進協議会運営費補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
1,000 千円	0 千円	0 千円	1,000 千円	

達成しようとする成果	平成27年度までに甑島体験プログラムを30プログラムにし、体験マップを3,000部作成する。
補助対象者	甑島ブルー・ツーリズム推進協議会
補助対象経費	協議会の受入体制の拡充および発展のための費用（印刷製本費・報償費・旅費・消耗品費）
補助対象事業・活動の内容	・プロモーション活動（関東・関西・福岡） ・旅行エージェント向けPR用　パンフレット作成 ・農家漁家体験の受付・販売(エージェント)システムの構築
補助金額又は補助率	予算に決められた範囲内

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率(補助額)の妥当性	半永久的(固定的)な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	B	A	B	B	B	B	B	A

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（補助内容の改善）

上記方向の理由

受入体制、手数料収入の流れが安定するまでの期間は、現状の事業費が必要と考える。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

将来的に観光物産協会へ受入体制・運営を移管していく。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（補助内容の改善）

外部評価結果のまとめ

・特になし。

事務事業番号	26

本土地域観光施設事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	商工観光部観光シティ・セールス課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	各施設条例、施行規則		
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	施策	観光の振興
		小施策	観光施設の機能の充実
一体化躍動プラン	—		
重点施策	—		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	本土地域における観光施設を指定管理等による維持管理を行うとともに、西方海水浴場の運営に係る事業費補助を行うことなどで利用者への利便性を図るとともに、効率的な施設管理に資するものである。 ※本土地域観光施設：せんだい宇宙館、寺山いこいの広場、唐浜キャンプ場、鷹の巣冷泉、入来観光施設（愛宕ビスタパーク、向山自然公園、鉄道記念公園）、とうごう五色親水公園、蘭牟田池自然公園施設、生態系保存資料館アクアイム、百年杉の館野外ステージ）
対象（誰を、何を対象とする事業か）	本土地域観光施設及び西方海水浴場振興会
手段（市がどのような活動をするか）	指定管理委託料や施設の維持管理に係る修繕料、海水浴場開設団体への事業費補助金等を支出する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	本土地域観光施設の適正な維持管理による施設利用者への利便性向上や西方海水浴場の運営に係る負担軽減を図る。

経費及び指標の推移

項目		平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費		102,913	95,250	94,403	85,103	85,003
財源内訳	国・県支出金	0	0	0	0	0
	その他	4,928	4,653	5,953	5,000	5,000
	一般財源	97,985	90,597	88,450	80,103	80,003
要員配置状況		0.30	0.30	0.30	0.00	0.00
職員		0.30	0.30	0.30		
嘱託員		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
臨時職員等		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（手段の改善）

上記方向の理由

指定管理による効率的・効果的な維持管理は一定の成果を上げていると考えられる。今後は、施設自体のあり方について、公有財産利活用基本方針等に基づき民間譲渡や廃止等についても積極的に検討することで、更なる効率化が図られると思われる。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

施設の現状把握とあり方の検討。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（手段の改善）

まとめ（補助金等評価を含む。）

・施設廃止に伴い、建物等の撤去費がかかる場合がある。無償で貸し出し、民間に運営を任せる等の方法を模索してほしい。

・グリーン・ツーリズム等でキャンプ場を活用できないか。各イベントに合わせて施設の活用を考えていく必要があると思う。

・解体や撤去に多額の費用がかかることから、イベント等での活用を模索する必要がある。

補助金番号	26-1

海水浴場運営費補助金

所管部課名	商工観光部観光シティ・セールス課	補助経過年数	21年以上
事務事業名	本土地域観光施設事業		
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
162 千円	0 千円	0 千円	162 千円	

達成しようとする成果	来場者数を10,000人にする。
補助対象者	西方海水浴場振興会
補助対象経費	西方海水浴場の開設中に係る経費（監視員人件費、宣伝広告、監視棟の施設整備、光熱費等）
補助対象事業・活動の内容	西方海水浴場運営事業の実施（海水浴客の安全・安心の確保及び海水浴客へのサービス向上等を通じて海水浴客の増大に繋がるよう西方海水浴場を適正に運営すること。）
補助金額又は補助率	予算に定められた範囲内

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	B	B	A	C	C	A	A	A

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（縮小）

上記方向の理由

当該補助金は、西方海水浴場の適正な運営を図る上で必要なものと認められるが、毎年度、少額ながら繰越額があるとともに、補助金に対する自己資金の割合が極端に低いなど、課題も認められることから、市の財政状況も踏まえて補助金の縮小も見据えた補助内容の更なる精査も進めざるを得ないと言える。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

西方海水浴場振興会の今後のあり方を見据えた組織改善（若返り策や会員増など）

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（縮小）

外部評価結果のまとめ

・特になし。

事務事業番号	27

河川総務管理事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	建設部　建設政策課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱		
政策	都市力を創出するまちづくり	施策	河川等の整備
		小施策	河川の整備の推進
一体化躍動プラン	都市力創出プロジェクト		
重点施策	社会基盤の整備による利便性の高い都市づくり		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	川内川改修事業を促進し、水害から市民の生命・財産を守るため、要望活動や関係機関等との協議・調整を図る。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	国・県等の関係機関及び川内市街部改修促進期成会
手段（市がどのような活動をするか）	関係機関と協議・調整を行い、国・県に対し要望活動を行う。 川内市街部改修促進期成会に対し、運営及び事業に要する経費を補助する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	川内川抜本改修計画に基づく川内川改修の促進を図る。

経費及び指標の推移

項目		平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費		1,563	1,475	1,647	1,757	1,757
財源内訳	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	1,563	1,475	1,647	1,757	1,757
要員配置状況		0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
	職員	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
	嘱託員					
	臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

要望活動により、事業は順調に進捗しているが事業は完了していない。よって、今後も引続き要望活動を継続していく必要がある。事業主体からも継続しての要望を要請されている。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

改革は特にないが、期成会への補助金額は繰越額が極力出ないような額を交付し、翌年度以降も事業内容を精査し補助金の交付額を検討していきたい。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・早期に事業が推進されるよう要望活動に努められたい。

補助金番号	27-1

川内市街部改修促進期成会補助金

所管部課名	建設部　建設政策課			補助経過年数	２１年以上
事務事業名	河川総務管理事業				
根拠法令	薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱				
平成25年度予算額	210 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
		千円	千円	210 千円	
達成しようとする成果	毎年度２回の要望を実施する。				
補助対象者	国・県等の関係機関及び川内市街部改修促進期成会				
補助対象経費	川内川抜本改修計画に基づく川内川改修の促進				
補助対象事業・活動の内容	川内市街部改修促進期成会の運営				
補助金額又は補助率	100%				

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	C	A	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

要望活動により、事業は順調に進捗しているが事業は完了していない。よって、今後も引続き要望活動を継続していく必要がある。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・他自治体等の要望活動における経費を把握するなど、常に補助額が適正であるように努められたい。
・繰越金縮減のため平成２５年度に補助額の調整をしたことは評価する。次年度以降の補助金についても、精査をした上で補助額の設定をされたい。

事務事業番号	28

南九州西回り自動車道建設促進事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	建設部　建設政策課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱		
政策	都市力を創出するまちづくり	施策	道路・交通ネットワークの整備
		小施策	南九州西回り自動車道の早期整備の促進
一体化躍動プラン	都市力創出プロジェクト		
重点施策	社会基盤の整備による利便性の高い都市づくり		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	南九州西回り自動車道の建設促進に取り組み、関係機関等との協議・調整を図る。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	国・県等の関係機関及び南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会
手段（市がどのような活動をするか）	関係機関と協議・調整を行い、国・県に対し要望活動を行う。 南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会に対し、運営及び事業に要する経費を補助する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	南九州西回り自動車道川内隈之城道路の建設促進を図る。

経費及び指標の推移

項目		平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費		751	2,270	822	2,528	928
財源内訳	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	751	2,270	822	2,528	928
要員配置状況		0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
	職員	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
	嘱託員					
	臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

要望活動により、事業は順調に進捗しているが事業は完了していない。よって、今後も引続き要望活動を継続していく必要がある。事業主体からも継続しての要望を要請されている。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

改革は特にないが、協力会への補助金額は繰越額が極力出ないような額を交付し、翌年度以降も事業内容を精査し補助金の交付額を検討していきたい。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・早期に事業が推進されるよう要望活動に努められたい。

補助金番号	28-1	南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会補助金

所管部課名	建設部　建設政策課		補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	南九州西回り自動車道建設促進事業				
根拠法令	薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱				
平成25年度予算額	210 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
		千円	千円	210 千円	
達成しようとする成果	毎年度１回の要望を実施する。				
補助対象者	南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会				
補助対象経費	南九州西回り自動車道川内隈之城道路の建設促進				
補助対象事業・活動の内容	南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会の運営				
補助金額又は補助率	100%				

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	C	A	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

要望活動により、事業は順調に進捗しているが事業は完了していない。よって、今後も引続き要望活動を継続していく必要がある。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・繰越金が出ないように補助額を設定するとともに、事業内容を精査して補助されたい。

事務事業番号	29

既存住宅改修環境整備事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	建設部　建築住宅課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市既存住宅改修環境整備事業補助金交付要綱		
政策	都市力を創出するまちづくり	施策	住環境の整備
		小施策	
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト		
重点施策	防災・生活安全対策及び環境対策の充実による安全なまちづくり		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	市民の居住環境の維持・向上を図り、もって安全・安心な住まいづくりの促進に資することを目的に、市内の施工業者を活用して既存住宅の改修工事を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	本市の住民基本台帳に記載されている者で、改修工事を行う住宅の所有者（原則）
手段（市がどのような活動をするか）	補助金を交付する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	自己所有（原則）の住宅を改修工事するための負担を軽減する。また、市内の施工業者の受注機会を増やす。

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	0	58,662	65,762	66,013	66,013
財源内訳　国・県支出金					
財源内訳　その他					
財源内訳　一般財源	0	58,662	65,762	66,013	66,013
要員配置状況	0.00	1.50	2.50	2.50	2.50
職員		1.50	1.50	1.50	1.50
嘱託員					
臨時職員等			1.00	1.00	1.00

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

市民の方々から「工事をためらっていたが、補助金があることを知り決断した」、あるいは、施工業者から「工事が増えて非常に有り難かった」など、この事業の有効性・妥当性の声が多く聞かれた。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

交付決定方法を初年度は受付順で行ったが、申請日初日に申請者が殺到したため、２年目は事故防止の観点から抽選方式に変更した。公平性の観点からも今後も抽選方式で行う。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・零細な事業者にも効果が波及しており、経済効果が非常に高いと思われる。今後も同様に進められたい。

補助金番号	29-1

既存住宅改修環境整備事業補助金

所管部課名	建設部 建築住宅課			補助経過年数	１年以上５年以下
事務事業名	既存住宅改修環境整備事業				
根拠法令	薩摩川内市既存住宅改修環境整備事業補助金交付要綱				
平成25年度予算額	65,000 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
		千円	千円	65,000 千円	
達成しようとする成果	既存住宅の居住環境の向上、木造住宅耐震改修工事の促進				
補助対象者	・本市の住民基本台帳に記載されていること。 ・改修工事を行う住宅の所有者であること。（配偶者及び二親等以内の者も可）				
補助対象経費	市内に存する住宅で、その改修工事に要する費用が２０万円以上のもの。				
補助対象事業・活動の内容	・補助対象住宅 市内に存する個人住又は併用住宅（居住の用に供する部分に限る。） ・補助対象工事 改修工事（屋根の葺き替えや塗装、外壁の張り替えや塗装、内装工事、台所・便所・浴室等の水回り工事、畳・建具取替え工事など）であること。 ・施工業者 主たる営業所を市内に有する法人及び個人で、補助金交付要綱に記載されたもの。				
補助金額又は補助率	補助対象工事に要する経費の１００分の２０に相当する額で、２０万円を限度とする。				

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	A	A	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

市民の方々から「工事をためらっていたが、補助金があることを知り決断した」、あるいは、施工業者から「工事が増えて非常に有り難かった」など、この事業の有効性・妥当性の声が多く聞かれた。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

交付決定方法を初年度は受付順で行ったが、申請日初日に申請者が殺到したため、２年目は事故防止の観点から抽選方式に変更した。公平性の観点からも今後も抽選方式で行う。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・零細な事業者にも効果が波及しており、経済効果が非常に高いと思われる。今後も同様に進められたい。

事務事業番号	30

非常備消防一般管理事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	消防局消防総務課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市消防団分団等施設設備整備事業補助金交付要綱		
政策		施策	
		小施策	
一体化躍動プラン			
重点施策			

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	分団の諸行事、訓練参加及び分団内詰所の物品等に係る消耗品に要する経費
対象（誰を、何を対象とする事業か）	薩摩川内市消防団３２分団及び団本部付き女性部及び旧川内市消防後援会の所管する車庫詰所
手段（市がどのような活動をするか）	消防団活動において団員の訓練や研修の支援及び分団車庫・詰所の施設管理に必要な支援。
意図（どのような目的で事業を行うか）	消防団活動において健全な活動を図り、分団内車庫・詰所の物品等に係る消耗品に要する経費等、施設の管理に必要な事業を行い、住民の安寧秩序を保持し社会公共の福祉に増進する。

経費及び指標の推移

項目		平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費		194,900	171,598	169,256	174,835	164,835
財源内訳	国・県支出金	0	1,290	0	0	0
	その他	3	1,001	0	0	0
	一般財源	194,897	173,889	169,256	174,835	164,835
要員配置状況		2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
職員		2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
嘱託員						
臨時職員等						

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

事業内容や実施方法が適切である。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

消防団活動の建全な活動を図るために継続的な補助が必要である。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・消防団員は、地域おこしやＰＴＡ等においても重要なマンパワーである。消防団員が誇りを持って活動できるよう、地域で頑張っている姿を他の市民にＰＲすることも消防局として必要であると考える。このようなＰＲを励みに団員がもっと輝けば、地域も元気になると思う。

・ＦＭさつませんだいで消防団をシリーズ化してＰＲするような番組を作れないか検討してほしい。

補助金番号	30-1

消防団車庫詰所運営補助金

所管部課名	消防総務課		担当者	６年以上１０年以下	
事務事業名	非常備消防一般管理事業				
根拠法令	薩摩川内市消防関係補助金要綱				
平成25年度予算額	96 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
		千円	千円	96 千円	
達成しようとする成果	消防後援会所有の消防団車庫・詰所の適正な維持管理、消防後援会の負担の軽減				
補助対象者	旧川内市消防後援会				
補助対象経費	旧川内市消防団車庫・詰所の光熱水費に要する経費				
補助対象事業・活動の内容	・車庫・詰所等の光熱水費に要する経費に対する補助に関すること。 ・車庫・詰所の適正な維持管理に関すること。				
補助金額又は補助率	９６，０００円				

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	A	A	A	C	A	C	A	A	A
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**								
	上記方向の理由 将来的には市有施設となり廃止されるが、計画が達成されるまでは旧川内地域の消防後援会等が建設した車庫・詰所の光熱水費に対しての補助金であり、他地域との公平性を保つためにも必要である。								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画								
	当該補助金の今後について 合併当初は２５件の補助であったが、昨年は６件、本年は４件、来年度は３件と計画的に協議、検討整備中である。								

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**
	外部評価結果のまとめ ・特になし。

補助金番号	30-2

消防団分団運営補助金

所管部課名	消防総務課			補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	非常備消防一般管理事業					
根拠法令	薩摩川内市消防関係補助金要綱					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	6,251 千円	千円	千円	6,251 千円		
達成しようとする成果	消防団の社会貢献、消防団の活性化					
補助対象者	薩摩川内市消防団３２分団及び団本部付き女性部					
補助対象経費	消防分団の諸行事、訓練参加及び分団内詰所の物品等に係る消耗品に要する経費					
補助対象事業・活動の内容	・車庫・詰所等の維持管理に必要な消耗品の購入に関すること。 ・分団諸行事の運営・活動に関すること。					
補助金額又は補助率	6,251,000円					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）									
主管課による評価結果									
視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）									
			適格性及び妥当性						
公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性	
A	A	A	C	A	C	A	A	A	
今後の改革の方向性 **現状のまま継続**									
上記方向の理由 消防団活性化推進において魅力ある分団活動が実践されていく上で分団内詰所の物品等にかかる消耗品に要する経費として行政側としての最低限の支援が必要であると思われる。									
改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 分団活動に当該補助金が最も妥当で団員の負担軽減になる。									

外部評価（二次）	
行政改革推進委員会における評価結果	
今後の改革の方向性 **見直しの上で継続（補助内容の改善）**	
外部評価結果のまとめ ・各分団の支援には地域で差がある。その母体となる消防後援会や分団の資産状況や収支状況を把握した上で補助金を交付されたい。	

事務事業番号	31

教育指導事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	教育部学校教育課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等			
政策	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり	施策	人権尊重
		小施策	人権に対する正しい認識と理解の促進
一体化躍動プラン			
重点施策			

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	人権に対する正しい認識と理解を深めるための諸研修、会合等に参加し、各学校への指導に生かす。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	人権教育推進団及び人権教育に係る教職員等
手段（市がどのような活動をするか）	人権に関する講演会及び各種会合への参加
意図（どのような目的で事業を行うか）	人権に対する正しい認識と理解を深め、実践事例や研修内容を各学校の研修に活用し、教職員および児童生徒等の人権意識を高めることを目的とする。

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	170	202	213	211	211
財源内訳　国・県支出金					
財源内訳　その他					
財源内訳　一般財源	170	202	213	211	211
要員配置状況	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
職員	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
嘱託員					
臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

各研修会は、人権問題の現状や課題を踏まえ、学校・家庭・地域が共に人権感覚の豊かなこどもたちを育てていくという視点で講演や実践発表、研究協議が行われている。夏季休業中に「人権・同和教育」をテーマとした職員研修はほとんどの学校で毎年計画されているので、研修会で学んだ成果を学校教育や社会教育のなかで普及していく機会となっている。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：□高い　■低い

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（他の事業と統合）

まとめ（補助金等評価を含む。）

・人権教育については、全市的に取組む必要がある。

・道徳教育と関連付けて進められないか。

補助金番号	31-1

人権教育補助金

所管部課名	学校教育課	補助経過年数	２１年以上
事務事業名	人権教育推進補助金		
根拠法令	人権教育推進補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
160 千円	千円	千円	160 千円	

達成しようとする成果	総会、研修会、講演会を４地区で年８回以上開催し、地域住民４２０人以上の参加者数を目指す。
補助対象者	樋脇・入来・祁答院地域人権同和教育研究会、東郷地域人権同和教育部会
補助対象経費	講演会開催に要する経費
補助対象事業・活動の内容	人権教育に関する講演会
補助金額又は補助率	対象経費の合計額（千円未満切り捨て）とし、１申請者当り４万円を限度とする。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	B	A	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

人権教育に関する各地域の研修会や講演会を充実させるため、代議員会等を通して年間の計画や予算の配分を工夫し運営されている。昨年度より参加者が増えている地域もある。補助金は平成２１年度から大幅に減額されたが、講師の選定を工夫し、地域ぐるみで人権教育の推進を行っている。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

ＰＴＡ教育講演会等への吸収等ができないか。
１申請当りの限度額４万円の減額はできないか。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（補助内容の改善）

外部評価結果のまとめ

・税金から補助金を支出していることから、客観的な基準に基づいて必要性を判断されるべきである。
・各地域の人権教育が十分であるかの検証をしながら、この補助金のあり方を検討するべきである。

事務事業番号	32

学校保健体育運営管理事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	教育部学校教育課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱		
政策	地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり	施策	スポーツの振興
		小施策	スポーツの振興
一体化躍動プラン			
重点施策			

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	概要	児童・生徒の体力向上及び競技力向上の推進、体育の振興に資する活動の実施
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	市内小中学生及び市小体連・地区中体連
	手段（市がどのような活動をするか）	小体連への補助金交付及び小体連陸上記録会・水泳大会に係る児童輸送用バス借上げ及び地区中体連負担金
	意図（どのような目的で事業を行うか）	児童・生徒の体力向上及び競技力向上の推進、体育の振興に資する。

経費及び指標の推移	項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
	事務事業費	6,033	5,316	5,724	5,735	5,735
	財源内訳　国・県支出金					
	財源内訳　その他					
	財源内訳　一般財源	6,033	5,316	5,724	5,735	5,735
	要員配置状況	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
	職員	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
	嘱託員					
	臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

小学校陸上・水泳記録会は、小学校体育連盟が県下全ての市町で行っている記録会であり、本市においても今後も継続して参加することとしている。
県中学総体出場は生徒にとって高い目標となっており、体力・競技力向上のための動機の一つになっている。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・甑島や本土の小規模校であっても、優れた選手がいる。そういった選手を育て、伸ばす基盤づくりをお願いしたい。

補助金番号	32-1

小学校体育連盟運営補助金

所管部課名	教育部学校教育課			補助経過年数	１６年以上２０年以下	
事務事業名	学校保健体育運営管理事業					
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱					
平成25年度予算額	791 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
		千円	千円	791 千円		
達成しようとする成果	大会（水泳記録会・陸上記録会）の参加者人数１，３５０人と新記録数３０個を目指す。					
補助対象者	薩摩川内市小学校体育連盟					
補助対象経費	①鹿児島県小学校体育連盟負担金 ②会議費・旅費 ③水泳記録会・陸上記録会大会運営費					
補助対象事業・活動の内容	①水泳記録会・陸上記録会の開催 ②体力向上の推進、体育の振興に資する活動の実施					
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
B	A	A	B	A	B	B	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

①当該団体は、本市内の児童・及び教職員で組織されており、自主財源を確保することは難しい。
②当該団体は、自主財源がなく、本補助金のみで運営していることから自立することは難しいと考える。
③当該団体の実施する事業により、児童の運動に対する意欲の醸成や、体力・競技力の向上が着実に図られている。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

組織の見直し、業務推進体制の効率化を図っていく。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・記録会には、養護教諭を配置しているが、子ども達の安全確保の面から、医師会等と連携して医師を配置できないか。補助対象経費として検討されたい。

補助金番号	32-2

校外活動補助金

所管部課名	教育部学校教育課			補助経過年数	１６年以上２０年以下	
事務事業名	学校保健体育運営管理事業					
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	1,200 千円	千円	千円	1,200 千円		
達成しようとする成果	大会参加者６００人を目指す。					
補助対象者	県中学校総合体育大会出場校ＰＴＡ					
補助対象経費	県中学校総合体育大会に出場するための経費の一部					
補助対象事業・活動の内容	県中学総合体育大会への参加					
補助金額又は補助率	生徒一人あたり2,000円					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）									
主管課による評価結果									
視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）									
			適格性及び妥当性						
公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性	
Ｂ	Ａ	Ａ	Ａ	Ｂ	Ｂ	Ａ	Ａ	Ａ	

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

本市中学生の体力・競技力の向上をねらいとしているものであり、市民の利益の増進に寄与しているものと考える。また、ほとんどの県大会が市外で開催されることから、保護者の個人負担の軽減等、本市中学生の県大会出場に大きく役立っていると考える。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

補助金額の妥当性について、今後検討していく必要がある。

外部評価（二次）	
行政改革推進委員会における評価結果	
今後の改革の方向性	**現状のまま継続**
外部評価結果のまとめ	・補助金の交付先が一部の中学校に集中している。他中学校における指導者の更なる頑張りを期待する。

補助金番号	32-3

学校保健会運営補助金

所管部課名	教育部学校教育課	補助経過年数	１６年以上２０年以下
事務事業名	学校保健体育運営管理事業		
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱、学校保健会運営補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
344 千円	千円	千円	344 千円	

達成しようとする成果	学校保健安全研究大会への参加者数４００人を目指す。
補助対象者	薩摩川内市学校保健会
補助対象経費	○県・地区の負担金　○研究大会運営費　○会議費　○資料作成費
補助対象事業・活動の内容	○保健安全研究大会の実施　○健康ガイドブックの作成・配付 ○学校保健会の実施　○学校給食展への助成　○さわやかな歯と口の健康つくり事業
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額（千円未満の端数切捨て）で、予算で定める額

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	B	B	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

①児童生徒の指導において、専門的な知識や識見が必要であることから、他の団体に依頼することは難しい。

②自主財源がなく、自立することが難しい。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

組織編成や効率化・適正化を図っていく。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・本土地域と甑島地域で別々に研究大会が開催されている。宿泊や船便の問題等あるが、他の会合等と同時開催にするなど、甑島地域で一堂に会した大会が開催できないか検討してほしい。

事務事業番号	33

社会教育団体運営補助金事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	教育部　社会教育課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市補助金等交付規則、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱		
政策	地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり	施策	青少年の健全育成
		小施策	青少年の健全育成
一体化躍動プラン			
重点施策			

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	市の社会教育団体（市青少年育成市民会議及び市子ども会育成連絡協議会）の２団体に運営補助金を支出し、それぞれの団体の運営や啓発活動、研修等の実施を助成する。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	市青少年育成市民会議、市子ども会育成連絡協議会
手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支出する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	青少年健全育成を目指す団体間の連携・協調の充実や子ども会活動の充実及び健全な子どもの育成推進を図る等、それぞれの団体の年度計画・予算に基づいた運営への財政的支援を行う。

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	3,044	3,044	2,145	2,145	2,145
財源内訳　国・県支出金					
財源内訳　その他					
財源内訳　一般財源	3,044	3,044	2,145	2,145	2,145
要員配置状況	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
職員	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
嘱託員					
臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

別紙、各補助金等評価表の結果から判断した。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・さらなる青少年健全育成に努められたい。

補助金番号	33-1

青少年育成市民会議運営補助金

所管部課名	教育部　社会教育課			補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	社会教育団体運営補助金事業					
根拠法令	薩摩川内市補助金等交付規則、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱、青少年育成市民会議運営補助金交付要領					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	745 千円	千円	千円	745 千円		
達成しようとする成果	活動発表大会（青少年育成の日のつどい）への参加者数３００人を目指す。					
補助対象者	薩摩川内市青少年育成市民会議　（会長：市長）					
補助対象経費	青少年育成活動等に係る報償費、旅費、需用費、活動費、助成費等					
補助対象事業・活動の内容	青少年育市民会議の運営及び事業啓発活動の実施					
補助金額又は補助率	予算の範囲内					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	Ａ	Ａ	Ａ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ａ	Ａ	Ａ
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**								
	上記方向の理由 県民会議の下部組織として設置したものであり、自主財源確保の手段がなく必要経費を補助する必要があると考える。								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし。								

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **現状のまま継続**
	外部評価結果のまとめ ・平成２５年度から補助額の見直しを行っているが、前年度までと同等の事業を実施していると見受けられ、工夫が見られる。

補助金番号	33-2

子ども会育成連絡協議会運営補助金

所管部課名	教育部　社会教育課			補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	社会教育団体運営補助金事業					
根拠法令	薩摩川内市補助金等交付規則、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱、子ども会育成連絡協議会運営補助金交付要領					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	1,400 千円	千円	千円	1,400 千円		
達成しようとする成果	インリーダー研修会への参加者数１００人を目指す。					
補助対象者	薩摩川内市子ども会育成連絡協議会					
補助対象経費	子ども会活動運営に伴う賃金，旅費，需用費，活動費，補助費等					
補助対象事業・活動の内容	子ども会育成連絡協議会の運営並びに子ども会の指導及び研修の実施					
補助金額又は補助率	予算の範囲内					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	B	B	B	A	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

繰越額が多いのは、不定期に全国子ども会安全会費の還元金が県から配分されたためであり、今後はないと聞いている。事務局職員を専任で雇い上げ自主運営しており、少子化による会費収入減で子ども会費の値上げも考えられるが、全体的に抵抗があり、据え置かざるを得ない状況である。自主財源だけでは運営が難しいため、継続して必要経費を補助する必要があると考える。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・特になし。

事務事業番号	34

文化振興補助金事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	教育部　文化課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等			
政策	地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり	施策	地域文化の保存・継承
		小施策	文化活動の推進
一体化躍動プラン	交流活力創出（都市ブランド力向上）プロジェクト		
重点施策	地域の歴史・伝統文化の保存・継承と新たな文化を創出・育成するまちづくり		

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	文化・芸術的なイベントの主催者等に補助金を支出し、市民に優れた芸術等を鑑賞する機会を提供するなど、本市の文化振興を図る。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	（公財）薩摩川内市民まちづくり公社、薩摩川内市文化協会、薩摩川内市少年少女合唱団、国際青少年音楽祭実行委員会
手段（市がどのような活動をするか）	補助金を支給する。
意図（どのような目的で事業を行うか）	イベント主催者等に市民に優れた芸術等を提供する機会を提供させる。

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	11,643	7,907	7,227	7,227	7,227
財源内訳　国・県支出金					
財源内訳　その他					
財源内訳　一般財源	11,643	7,907	7,227	7,227	7,227
要員配置状況	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
職員					
嘱託員					
臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

別紙、各補助金等評価表の結果から判断した。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：□高い　■低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（手段の改善）

まとめ（補助金等評価を含む。）

・補助金の統合を検討されたい。

補助金番号	34-1

市民まちづくり公社文化事業推進補助金

所管部課名	教育部　文化課			補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	文化振興補助金事業					
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金及び市民まちづくり公社文化事業推進補助金交付要領					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	4,000 千円	千円	千円	4,000 千円		
達成しようとする成果	イベントを開催し、観覧者１，２００人を目指す。					
補助対象者	（公財）薩摩川内市民まちづくり公社					
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費					
補助対象事業・活動の内容	川内文化ホール、入来文化ホールを活用した芸術文化事業					
補助金額又は補助率	予算で定める額以内の補助対象経費の合計額					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	B	A	B	B	A	B	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

文化芸能等のイベントを開催するに当たり、早期に計画的に取り組んで実施していただいており、文化振興の向上に大きく寄与していると思われる。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

今後も予算内で市民のニーズを把握し、継続的開催する。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・入来文化ホールを活用した活動がないので、予算や施設の規模に合わせた細やかな文化振興を図られたい。

補助金番号	34-2

文化協会運営補助金

所管部課名	教育部　文化課			補助経過年数	２１年以上
事務事業名	文化振興補助金事業				
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金及び文化協会運営補助金交付要領				
平成25年度予算額	1,550 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
		千円	千円	1,550 千円	
達成しようとする成果	本市文化協会運営に係る活動を１４回実施する。				
補助対象者	薩摩川内市文化協会				
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費				
補助対象事業・活動の内容	・本市文化協会の運営を円滑に行なうことを目的とした会議等 ・地域相互の連携や、交流を図るとともに、文化意識の高揚を図ることを目的としたイベントや視察				
補助金額又は補助率	予算で定める額以内の補助対象経費の合計額				

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	B	A	B	B	B	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

各地域の文化協会等が結集して、地域の文化振興等の向上を図るとともに、近隣地域との文化交流等を推進するために必要と考えております。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

国民文化祭鹿児島2015薩摩川内市実行委員会とともに市民へ開催等の周知広報を図る。
さらに、会員募集を図り、組織体制づくりに努める。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・文化協会の活性化とともに、協会員の減少と高齢化の対策に取組まれたい。

補助金番号	34-3

少年少女合唱団運営補助金

所管部課名	教育部　文化課			補助経過年数	２１年以上	
事務事業名	文化振興補助金事業					
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金及び少年少女合唱団運営補助金交付要領					
平成25年度予算額	57 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
		千円	千円	57 千円		
達成しようとする成果①	発表会開催１０回を目指す。					
達成しようとする成果②	演奏技術向上のための活動（練習等）を４０回行う。					
補助対象者	薩摩川内市少年少女合唱団					
補助対象経費	演奏技術向上に要する講師招聘謝金及び旅費、消耗品、印刷製本費、会場借用に要する使用料等経費					
補助対象事業・活動の内容	合唱団の演奏技術向上並びに活動の拡充を図るもの。					
補助金額又は補助率	予算で定める額以内の補助対象経費の合計額					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	B	B	B	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

異年齢の児童生徒が練習や発表等、様々な活動を通じて、合唱の技術力向上とともに豊かな情操教育と音楽水準の向上を図ることができると考えております。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

さらに会員募集に努め、定期演奏会の実施とともに、イベント等への参加する。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・特になし。

補助金番号	34-4

国際青少年音楽祭開催事業補助金

所管部課名	教育部　文化課			補助経過年数	６年以上１０年以下
事務事業名	文化振興補助金事業				
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金及び国際青少年音楽祭開催事業補助金交付要領				
平成25年度予算額	1,620 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
		千円	千円	1,620 千円	
達成しようとする成果	観覧者を１，２００人にする。				
補助対象者	国際青少年音楽祭実行委員会				
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料				
補助対象事業・活動の内容	外国の優れた演奏家等を招聘し、市民に国際感覚と音楽文化に対する意識の高揚を図ることを目的とする。				
補助金額又は補助率	予算で定める額以内の補助対象経費の合計額				

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	A	A	B	A	A

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（補助内容の改善）

上記方向の理由

外国のいろいろなジャンルの音楽に触れ、楽しむ機会を提供し、文化振興に寄与していると思われるが、同様の音楽祭等も含め、内容等と検討していきたいと考えている。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

他のイベント等を含め、市民のニーズを把握し、内容等を検討する必要がある。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（他の補助金と統合）

外部評価結果のまとめ

・当初の目的を達成しつつあるとの分析や市の歳出削減への取組という観点から、他の音楽イベントや市民まちづくり公社文化事業推進補助金と一緒に実施することを検討されたい。

事務事業番号	35

市民のスポーツ振興・健康づくり推進事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	教育部　市民スポーツ課	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市スポーツ推進審議会条例		
政策	地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり	施策	スポーツの振興
		小施策	スポーツの振興
一体化躍動プラン			
重点施策			

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	教育委員会の諮問に応じ、スポーツの推進に関する事項について調査・審議し、教育委員会に建議する。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	薩摩川内市スポーツ推進審議会委員１２名
手段（市がどのような活動をするか）	審議会を年２回開催し、スポーツの推進に関し調査・審議を行う。
意図（どのような目的で事業を行うか）	市民がそれぞれの状況に応じて、スポーツに親しみ、スポーツ活動が行えるよう、環境の整備や組織活動の促進、指導体制の充実等を図る必要がある。

経費及び指標の推移

項目	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費	28,713	33,724	35,093	40,005	37,704
財源内訳　国・県支出金					
財源内訳　その他					
財源内訳　一般財源	28,713	33,724	35,093	40,005	37,704
要員配置状況	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
職員	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
嘱託員					
臨時職員等					

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

スポーツ基本法（平成２３年法律第７８号。）第３１条の規定に基づき、薩摩川内市スポーツ推進審議会を置く。

審議会の任務は、スポーツ基本法に規定するもののほか、薩摩川内市教育委員会の諮問に応じてスポーツ推進に関する事項について調査・審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（手段の改善）

まとめ（補助金等評価を含む。）

・東京オリンピックや鹿児島国体に向けて、市のスポーツ全般の底上げを図るとともに、これをスポーツ振興の追い風として捉え、青少年健全育成や市体育協会の自立につながるような取組を期待する。

補助金番号	35-1

体育協会運営補助金

所管部課名	教育部　市民スポーツ課		補助経過年数	２１年以上	
事務事業名	市民のスポーツ振興・健康づくり推進事業				
根拠法令	教育委員会関係補助金等交付要綱及び体育協会運営補助金交付要領				
平成25年度予算額	18,614 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
		千円	千円	18,614 千円	
達成しようとする成果	体協主催の大会を３回開催し、参加者１，５００人を目指す。				
補助対象者	薩摩川内市体育協会				
補助対象経費	体育協会事務局費（賃金、報償費、旅費等） 体育協会運営費（事業費、派遣費、強化費等）				
補助対象事業・活動の内容	体育協会の事務局経費、県民体育大会等の各種スポーツ振興事業に係る事業展開				
補助金額又は補助率	１８，６１４，０００円				

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）	主管課による評価結果								
	視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）								
				適格性及び妥当性					
	公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ｃ	Ａ	Ａ	Ａ
	今後の改革の方向性 **見直しの上で継続（拡大）**								
	上記方向の理由 平成２６年度から市体育協会の自主運営に向けて法人化設立を目指し、現在準備中である。 市体育協会で可能な業務を移管していく。（スポーツ少年団登録事務等）								
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 市の業務を市体育協会に移管するため、法人化の先進市の調査を行う。 市の業務が軽減される。								

外部評価（二次）	行政改革推進委員会における評価結果
	今後の改革の方向性 **見直しの上で継続（補助内容の改善）**
	外部評価結果のまとめ ・体育協会の自立を願う。 ・事業主体の変化に応じて、補助額や補助内容を見直されたい。

補助金番号	35-2

スポーツ少年団運営補助金

所管部課名	教育部　市民スポーツ課	補助経過年数	２１年以上
事務事業名	市民のスポーツ振興・健康づくり推進事業		
根拠法令	教育委員会関係補助金等交付要綱及びスポーツ少年団運営補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
358 千円	千円	千円	358 千円	

	指標名	目標値	目標年度
達成しようとする成果①	登録団数を７０団にし、団員数１，１００人を目指す。		
達成しようとする成果②	交歓交流大会等参加者数を２００人にする。		

補助対象者	薩摩川内市スポーツ少年団本部
補助対象経費	スポーツ少年団本部事務局費（報償費、旅費等） スポーツ少年団本部事業費（派遣助成費、研修費等）
補助対象事業・活動の内容	スポーツ少年団の事務的経費、リーダー研修会等の各種研修会開催、各競技団体交歓交流大会開催、富山県魚津市との交流事業等の事業運営経費
補助金額又は補助率	３５８，０００円

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	B	A	A	C	A	A	A

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（他の補助金と統合）

上記方向の理由

平成２６年度から市体育協会の法人化と同時に市体育協会事務局にスポーツ少年団の登録事務や団員交流事業等を移管する。

市体育協会運営補助金に統合する方法でいきたい。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

スポーツ少年団本部と協議が必要である。

スポーツ少年団業務が体育協会へ移管されると市の業務が軽減となる。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

見直しの上で継続（他の補助金と統合）

外部評価結果のまとめ

・特になし。

補助金番号	35-3

川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金

所管部課名	教育部　市民スポーツ課			補助経過年数	６年以上１０年以下
事務事業名	市民のスポーツ振興・健康づくり推進事業				
根拠法令	教育委員会関係補助金等交付要綱及び川内川を生かしたスポーツ推進事業補助金交付要領				
平成25年度予算額	1,077 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
		千円	千円	1,077 千円	
達成しようとする成果	参加者数を１，５００人にする。				
補助対象者	川内川を生かしたスポーツ推進事業実行委員会				
補助対象経費	事業経費（賃金、報償費、旅費、需用費等）				
補助対象事業・活動の内容	川内川河口マラソン・ウォーキング大会				
補助金額又は補助率	１，０７７，０００円				

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	B	B	B	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

大会は、参加者の健康つくりをスローガンとして、雄大な川内川を彩る風物詩として定着しており、
誰でも気軽に参加できる大会である。

補助金、参加料、寄付金等で運営しているので支出について可能な限り経費節減に取り組みたい。

当日の役員スタッフはボランティアで協力をいただいている。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・費用対効果を測るため、参加者にアンケートを取り、宿泊やお土産の状況を把握することを検討されたい。

補助金番号	35-4

スポーツ振興補助金

所管部課名	教育部　市民スポーツ課	補助経過年数	１６年以上２０年以下
事務事業名	市民のスポーツ振興・健康づくり推進事業		
根拠法令	教育委員会関係補助金等交付要綱及びスポーツ振興補助金交付要領		

平成25年度予算額	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容
10,000 千円	千円	10,000 千円	千円	基金

達成しようとする成果①	派遣助成数を１００件にする。
達成しようとする成果②	大会開催への助成数を２件にする。
補助対象者	薩摩川内市スポーツ振興基金運営委員会
補助対象経費	事務局費（報償費、旅費、需用費等） 派遣助成費 大会開催助成費
補助対象事業・活動の内容	スポーツ振興基金運営委員会の事務的経費、激励会の開催、大会派遣助成、大会開催助成経費
補助金額又は補助率	１０，０００，０００円

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）

主管課による評価結果

視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）

公益性	必要性	有効性	適格性及び妥当性					
			行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性
A	A	A	A	B	B	B	A	A

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

スポーツ振興基金の平成２４年度末現在高２億円のうち１億円（ふるさと創生基金分）について平成２５年度から１千万円ずつ取り崩してスポーツ振興補助金に充当している。

スポーツ振興基金２億円（ふるさと創生基金分１億円、民間寄付金１億円を積立）

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

特になし。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

外部評価結果のまとめ

・特になし。

事務事業番号	36

農業経営規模拡大促進事業

［単位：千円、人］

1　事務事業の位置付け（Ｐｌａｎ）

所管部課名	農業委員会	事業の種別	ソフト事業
根拠法令等	薩摩川内市農地流動化補助金交付規則		
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	施策	農業の振興
		小施策	農業経営の強化
一体化躍動プラン			
重点施策			

2　事務事業の実施　（Ｄｏ）

事業の内容	
概要	農地の有効利用、農業の生産性向上及び他産業並みの所得向上に資することを目的に、経営規模拡大を目指す中核担い手農家、農業生産法人等の農地の借り手農家及び貸手農家に対して補助することで、農地の流動化を図り耕作放棄地等の解消に努める。
対象（誰を、何を対象とする事業か）	借手：経営規模拡大を目指す担い手農家、農業生産法人等 貸手：１０ａ以上の農地を貸す農家
手段（市がどのような活動をするか）	上記の要件を満たす農家に対し、要綱を定め貸し出し期間と面積に応じて補助金を交付している。（規則：別表４に基づく新規契約・更新契約別の面積割定額補助）
意図（どのような目的で事業を行うか）	農地の有効利用、農業の生産性向上及び他産業並みの所得向上に資することを目的としている。

経費及び指標の推移

項目		平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度予算額	平成26年度見込額	平成27年度見込額
事務事業費		12,828	11,895	10,734	10,734	10,734
財源内訳	国・県支出金	834	881	893	893	893
	その他					
	一般財源	11,994	11,014	9,841	9,841	9,841
要員配置状況		3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
職員		2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
嘱託員						
臨時職員等		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

3　事務事業の改革・改善の方向性　（Ａｃｔｉｏｎ）

内部評価（一次）

主管課による評価結果

今後の改革の方向性

現状のまま継続

上記方向の理由

超高齢化が進み農業生産物の価格も不安定で、有害鳥獣の被害も年々増加しているなか、農業離れが進み耕作放棄地が増大し社会問題になっているなか、優良農家に農地を集積し農業の生産性向上及び他産業並みの所得向上を図ることで、農地の荒廃を防ぎ国土の保全を図る必要がある。

改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

国の施策「人・農地プラン」と連動し、その効果を上げるべくより効率的な農家支援を図る必要がある。

外部評価（二次）

行政改革推進委員会における評価結果

事務事業の視点別評価

妥当性：■高い　□低い　　効率性：■高い　□低い　　有効性：■高い　□低い

今後の改革の方向性

現状のまま継続

まとめ（補助金等評価を含む。）

・食品や産地の偽装が後を絶たないことから、トレーサビリティの確立が求められている。トレーサビリティを確立させることによって、消費者に安心安全な農産物を提供していることを示すことができれば、農家の生産意欲向上につながると思う。このような取組を進めていく必要がある。

・農産物の価格低迷については、市と農業委員会で地産地消における生産から流通までの仕組み作りを早急に進め、農産物が適正な価格で取引されるようにしていく必要がある。

補助金番号	36-1

農地流動化促進事業補助金

所管部課名	農業委員会			補助経過年数	６年以上１０年以下	
事務事業名	農業経営規模拡大促進事業					
根拠法令	薩摩川内市農地流動化促進事業補助金交付規則					
平成25年度予算額		国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	
	9,500 千円	千円	千円	9,500 千円		
達成しようとする成果	農地流動化面積を１４０ｈａにする。					
補助対象者	借手：経営規模拡大を目指す担い手農家、農業生産法人等 貸手：１０ａ以上の農地を貸す農家					
補助対象経費	９，５００千円					
補助対象事業・活動の内容	農地の有効利用、農業の生産性向上及び他産業並みの所得向上に資することを目的に、経営規模拡大を目指す中核担い手農家、農業生産法人等の農地の借り手農家及び貸手農家に対して補助することで、農地の流動化を図り耕作放棄地等の解消に努める。					
補助金額又は補助率	規則別表に基づく新規契約・更新契約別の面積割定額補助					

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）									
主管課による評価結果									
視点別評価（Ａ＝合致、Ｂ＝概ね合致、Ｃ＝合致しない）									
			適格性及び妥当性						
公益性	必要性	有効性	行政以外が実施することの妥当性	補助率（補助額）の妥当性	半永久的（固定的）な補助金ではない	団体活動の公益性	補助金交付が最も妥当な政策手段であるか	公費を充てることの妥当性	
Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	
今後の改革の方向性 **現状のまま継続**									
上記方向の理由 農業委員会等に関する法律に、農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項があり、流動化を図るため必要であるため。									
改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし。									

外部評価（二次）	
行政改革推進委員会における評価結果	
今後の改革の方向性 **現状のまま継続**	
外部評価結果のまとめ ・特になし。	

【参考】

■第５期　薩摩川内市行政改革推進委員会　委員名簿

職名	氏名	選出区分	職業・役職等
会長	吉満　祐市	市長が必要と認めるもの	株式会社吉満組　代表取締役会長
副会長	三本　釈世	市長が必要と認めるもの	公募委員
委員	山本　豪太	商工団体を代表する者	川内商工会議所青年部　会長
委員	梶原　勝英	民主的団体を代表する者	甑島振興協議会　会長
委員	徳丸　幸男	民主的団体を代表する者	薩摩川内市社会福祉協議会　事務局長
委員	鍋倉　良治	民主的団体を代表する者	鳥丸地区コミュニティ協議会　会長
委員	山本　文雄	学識経験者	鹿児島純心女子大学　事務局長
委員	初田　健	市長が必要と認めるもの	公募委員

■薩摩川内市行政改革推進委員会　開催記録

年月日	会場	内容
平成２５年　５月１３日（月）	市役所６０４会議室	委嘱状交付式 事務事業外部評価の諮問 第１回薩摩川内市行政改革推進委員会
平成２５年　６月　５日（水）	市役所６０１会議室	第２回薩摩川内市行政改革推進委員会
平成２５年　７月　２日（火）	市役所６０１会議室	第３回薩摩川内市行政改革推進委員会
平成２５年　７月１７日（水）	市役所６０３会議室	第４回薩摩川内市行政改革推進委員会
平成２５年　７月２９日（月）	市役所６０１会議室	第５回薩摩川内市行政改革推進委員会
平成２５年　８月１９日（月）	市役所６０１会議室	第６回薩摩川内市行政改革推進委員会
平成２５年　９月１１日（水）	市役所６０３会議室	第７回薩摩川内市行政改革推進委員会
平成２５年　９月２５日（水）	市役所６０４会議室	第８回薩摩川内市行政改革推進委員会
平成２５年１０月１５日（火）	市役所教育委員会室	第９回薩摩川内市行政改革推進委員会
平成２５年１０月２９日（火）	市役所６０１会議室	第１０回薩摩川内市行政改革推進委員会
平成２５年１１月１１日（月）	市役所６０３会議室	第１１回薩摩川内市行政改革推進委員会
平成２５年１１月２５日（月）	市役所６０４会議室	第１２回薩摩川内市行政改革推進委員会 事務事業外部評価の諮問に対する答申